

<資 料>

スペイン刑法典：総則

江 藤 隆 之

訳者序：スペイン刑法典翻訳にあたって

1995年11月23日に制定され、翌1996年5月24日に施行されたスペイン刑法典は、2019年までに幾度も改正を経て現在の形になった。今もなお活発に改正議論が続いており、本翻訳が公表されるまでにさらに改正がなされる可能性もある。

それでも現時点（最近改訂2019年3月1日成立、3月2日官報掲載、3月3日施行）におけるスペイン刑法典を翻訳しようとするのは、第1に私の今後の研究の便宜のためであり、第2に私以外のスペイン刑法研究者にわずかばかりでも寄与するためであり、第3に日本刑法学と同一の犯罪論体系を持ちつつ、日本にとってほとんど未知であるスペイン刑法を日本に紹介すること自体が日本刑法の理解・発展に寄与すると信じるからである。

とはいえ、本資料の位置づけは、私訳の試訳であり、決定版ではない。日本語とスペイン語とで上手く対応する概念がなかったために、訳語の選択や文章の構成が必ずしもうまくいかなかった部分や、もっと磨き上げるべき部分が多数残っていると思われる。また、スペイン語独特の言い回しに翻弄され、理解が難しい日本語になってしまった部分もある。これらの点については、数年の後に改訂していきたいと思う。

なお、2015年組織法1号までの改正を反映したものについては、古閑次

郎氏の手になる訳がインターネットに公表されている (<http://www.kokansihoo.com/index.html>: 2020年5月19日最終確認)。今回の試訳では、古閑氏の訳が2019年の最近改正まで対応した版でないことや訳語の選択について私の方針と異なる点もあるように思われることから、直接参照することはしなかったが、本試訳を行う前に一通り目を通したため、一定の影響を受けている可能性は否定できない。古閑氏の訳は非常に優れたものであり、先発の翻訳としてここに紹介して心から敬意を表したい。

以下に、本翻訳の方針を明記しておく。

① 翻訳対象

本翻訳の対象は、1995年11月23日に制定され、翌年5月24日に施行された1995年組織法10号刑法 (Ley Orgánica10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal) の2019年3月1日組織法2号 (3月2日官報掲載, 3月3日施行) までの改正を反映した前文および条文である。最終的には同法典をすべて翻訳するつもりだが、分量の関係から、今回掲載するのは前文および総則部分 (第1条ないし第137条) にとどめる。底にしているのは、スペイン王国内閣府の外局にあたる国家官報庁 (Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado) の公式サイト (<https://www.boe.es/>) に掲載されている統合版 (Texto consolidado) である (2020年3月1日ダウンロード印刷: 2020年5月19日改めて確認)。

② 条・項・号等の区切りおよびその表示について

スペイン刑法典は、いくつかの区切りを持っているが、それぞれ大きい区切り順に "Libro" を「巻」、"Título" を「編」、"Capítulo" を「章」、"Sección" を「節」、"Artículo" を「条」とした。条内における区切りの名称およびその表記は以下の通りとした。

原典	本翻訳における表記	読み
1. ……， 2. ……	①……， ②……	apartado, 項
1. ^o ……， 2. ^o …… (掛かる名詞の性によっ ては 1. ^a ……)	1 ……， 2 ……	número, condición, circunstancia, regla y otros, 号
a)……， b)……	a)……， b)……	letra, 文
(記号を付さない文の塊)	(記号を付さない文の塊)	párrafo, 段

③ 一般方針について

原則として、スペイン語に従い訳す。

ただし、スペイン語の言語としての特性への対応は以下の通りである。

a) 省略された主語は適宜補った

スペイン語は主語を頻繁に省略する。日本語も主語を省略できるので、可能な限りスペイン語の原文に従ったが、日本語はスペイン語と異なり動詞の活用や名詞・形容詞の性から主語を確定できないため、理解に必要なときは適宜主語を補った。

b) 多義語には文脈に応じて適宜異なる訳語を与えた

スペイン語の単語は、しばしば多くの異なる意味を持っている。したがって、同じ単語であっても文脈によって異なった訳語を選択した。

c) 同義語には文脈に応じて適宜同じ訳語を与えた

スペイン語は繰り返しを避けるために、同じことを異なる単語で表現することがある。その場合、日本語では正確性のために繰り返しをいとわず同じ言葉で訳出した。また、繰り返しを避けるためにあえて省略されている言葉も補った。

d) 長文は適宜分けた

関係文や分詞構文の使用により、かなりの長文となっている場合、そのまま1文として翻訳にすると意味がとれないほどに不自然な日本語となるときは文を分けた。特に、“salvo que ~”「～はこの限りでない」と“sin

perjuicio de ~”「～を妨げない」は、スペイン語では文中に挿入されるが、邦訳では「ただし」で始まる別の文としたところが多くある。

e) その他

その他、連語等の単語ひとつひとつの意味が薄れている慣用的表現については、スペイン語にとらわれず、対応する日本語を当てた。

④ 特別方針について

a) 専門用語に関する方針

専門的に重要な概念の訳語選択には、すでに蓄積のあるドイツ刑法学との対応関係を参照した。たとえば、“tipo”が“Tatbestand”の訳語として使用されている文脈では「構成要件」と訳出するなどである。“hecho”は“Tat”の訳語として理解される場合には「所為」とするなど、ドイツ語からの邦訳を意識した。

また、日本刑法学において確立した用語と対応する概念については日本において確立している用語を選択した。“penas privativas de libertad”を「自由刑」，“medidas de seguridad”を「保安処分」，“libertad condicional”を「仮釈放」，“suspensión de la ejecución de las penas”を「執行猶予」とするなどである。

b) 特に注意が必要な表現

スペイン刑法では一般的に邦訳すれば「責任」と訳される “culpabilidad” と “responsabilidad” とを使用するが、前者は犯罪論体系上の「責任」を、後者は（有責性だけでなく違法性も含んだ）全体的なあるいは（民事責任も含んだ）一般的な「責任」を意味する。そこで、“responsabilidad” を “culpabilidad” と混同しないよう注意した。

“imponer” は、刑罰については「科す」を、刑罰以外の処分については「課す」を当てたが、「付随効果」(consecuencias accesorias) は、刑罰であるか否かについて争いがあるところ、その内容は没収であるので日本刑法の用法に合わせて「科す」を当てた。

スペイン刑法典は、自身に言及するとき “este Código” 「この法典」と

いうが、日本法に合わせて「この法律」と訳した。

刑法は法律（ley）の中でも、“ley orgánica”という成立等に憲法上特別な定めのある重要な法律の形式で制定されている。“ley orgánica”は、「有機法」、「機関法」、「重要法」などと様々な訳がありえるが、どれもそのニュアンスを適切に伝えきれものではない。そこで、ひとまず日本におけるスペイン法研究学会である日本スペイン法研究会が『現代スペイン法入門』（嵯峨野書院、2010年）において採用している「組織法」に従うことにした。

条文中、“denuncia”を告発，“querella”を告訴と訳したが，“denuncia”は捜査機関に対する公民の義務的な告発を意味しており，“querella”は主に被害者の権利として裁判所に対して被告人処罰を求める意思表示を意味する。この“querella”があったときは、当該告訴人も検察とともにまたは単独で原告となるといった制度の違いがあることに注意が必要である。

条文中の“vehículos a motor y ciclomotores”の正確な定義およびそれを「自動車および原動機付自転車」と訳すことについては、江藤隆之「スペインにおける危険運転の刑事規制」桃山法学32号（2020年）98頁以下参照。

⑤ 各論的注意

a) 前文について

前文は、1995年段階のものであり、その理念の概要は失われていないものの、細かい点では現在の状況と齟齬する内容である点に注意が必要である。

b) 原典の不自然さおよび誤りについて

第34条は、原典において項の形式が不自然な位置にあるが、そのまま訳した。

第78条の2第3項後段には条文に誤りがあり、官報では訂正の注釈がついている。それをそのまま掲載した。

第94条は、同章第2節における常習犯に関するみなし規定を置き、第88条を参照する文言を有するが、現行法上同章第2節には常習犯規定はなく、

かつて常習犯規定を置いていた第88条は2015年にすでに削除されている。しかし、現行刑法典に存在するため、第94条もそのまま訳出した。

第106条第3項c文および第4項にある“*número*”は「項」の意味であると思われるので「項」と訳した。

なお、ところどころに2015年組織法1号によって廃止された“*falta*”（違警罪）の言葉が残っているが、そのまま訳した。

⑥ 改正履歴

現行刑法制定およびこれまでの改正履歴は以下の通り。

- 1995年11月23日組織法10号（11月24日官報掲載，1996年5月24日施行）制定
- 1996年3月2日官報54号（即日発効）文言の誤りを訂正
- 1998年6月15日組織法2号（6月16日官報掲載，6月17日施行）刑法および刑事訴訟法改正
- 1998年10月5日組織法7号（10月6日公布，10月7日施行）兵役逃れに対する禁錮および罰金を廃止，代替としての社会奉仕，この場合の資格喪失刑を減輕
- 1999年4月30日組織法11号（5月1日官報掲載，5月21日施行）刑法第2巻第8編の修正
- 1999年6月9日組織法14号（6月10日官報掲載，同日施行）虐待被害者保護および刑事訴訟法関連
- 2000年1月7日組織法2号（1月10日官報掲載，1月30日施行）化学兵器の製造および使用の禁止関連
- 2000年1月11日組織法4号（1月12日官報掲載，2月1日施行）スペインにおける外国人の権利と自由および社会統合について
- 2000年1月12日組織法5号（1月13日官報掲載，同日施行）未成年の刑事責任規制
- 2000年12月22日組織法7号（12月23日官報掲載，12月24日施行）テロ犯罪に関して，未成年の刑事責任を規制

- 2002年5月22日組織法4号（5月23日官報掲載，5月24日施行）刑法および軍刑法改正，兵役に関する罪および社会奉仕関連
- 2002年12月10日組織法9号（12月11日官報掲載，12月12日施行）刑法および民法改正，子の連れ去り関連
- 2003年3月10日組織法1号（3月11日官報掲載，3月12日施行）地方議会における民主制の保障と議員の保護
- 2003年6月30日組織法7号（7月1日官報掲載，7月2日施行）刑罰の完全かつ効果的な履行のための改革措置
- 2003年9月29日組織法11号（9月30日官報掲載，10月1日施行）市民的安全保障，家庭内暴力，外国人の社会的統合に関連する具体的措置
- 2003年11月25日組織法15号（11月26日官報掲載，2004年10月1日施行）刑法の修正
- 2003年12月23日組織法20号（12月26日官報掲載，12月27日施行）司法権組織法および刑法修正
- 2004年12月28日組織法1号（12月29日官報掲載，2005年6月26日施行）ジェンダー暴力に対する包括的な保護措置
- 2005年6月22日組織法2号（6月23日官報掲載，6月24日施行）刑法の修正
- 2005年10月10日組織法4号（10月11日官報掲載，10月12日施行）爆発物による危険犯関連
- 2006年11月21日組織法7号（11月22日官報掲載，2007年2月22日施行）健康の保護およびスポーツにおけるドーピングとの戦い
- 2007年11月7日憲法裁判所が刑法第607条第2項の一部に違憲判決（STC235/2007）でジェノサイドを「否定する」罪削除（12月10日官報掲載，同日有効）
- 2007年11月9日組織法13号（11月20日官報掲載，11月21日施行，文言に誤りがあり12月27日修正）違法な人身売買または不法な移民の国外における迫害について
- 2007年11月30日組織法15号（12月1日官報掲載，12月2日施行）道路交

通の安全関連

- 2010年3月3日組織法2号(3月4日官報掲載, 7月5日施行)性および生殖の健康と妊娠の自発的中断
- 2010年6月22日組織法5号(6月23日官報掲載, 12月23日施行)刑法の修正
- 2011年1月28日組織法3号(1月29日官報掲載, 1月30日施行)普通選挙法改正にともなう規定修正
- 2012年12月27日組織法7号(12月28日官報掲載, 2013年1月17日施行)公共部門の透明性および脱税との戦いと社会安全保障関連
- 2015年3月30日組織法1号(3月31日官報掲載, 7月1日施行)刑法の修正
- 2015年4月27日組織法4号(4月28日官報掲載, 10月28日施行)犯罪被害者法制定にともなう修正
- 2019年2月20日組織法1号(2月21日官報掲載, 3月13日施行)金融, テロリズム, 国際的性質を有する問題の領域へのEU指令の国内法化のため
- 2019年3月1日組織法2号(3月2日官報掲載, 3月3日施行)自動車運転過失および事故現場立ち去りの制裁関連

スペイン刑法典

(1995年組織法10号刑法, 2019年組織法2号による
改正まで反映した統合版)

理由説明

法秩序を, 権力の行使を制限する一連の規範の集合であると定義するならば, あらゆる市民社会における刑法典の重要性は容易に理解することができる。刑法典は, 国家の強制権力による究極の形式, すなわち刑事罰の適用条件たる, 重罪および違警罪を規定する。結果として, 刑法典は秩序全体において卓越した地位を占めることになり, この点からすれば, 刑法

が一種の「消極的憲法」として考えられてきたことは、理由のないことではない。刑法典は、社会的共生の諸価値とその基本原則を守らなければならない。これらの諸価値や原則が変化すれば、刑法典もまた変わるべきである。しかし、我が国においては、社会的、経済的、政治的基盤が大きく変化したにもかかわらず、現行法典は、その中核とよばれる部分において、前世紀のものである。その改正の必要性は、つまり、論をまたない。

民主的体制創設以降に実施されてきた改革の試みに基づいて、政府は、議会の討議と承認に付される草案を作成した。それゆえ、簡潔にであれ、その依拠する基準を説明しておかなければならない。たとえそれらが、草案のテキストを読むことで容易にわかるものであるとしても。

これらの基準の軸となるのは、それが論理的であることと並んで、新しい刑法が憲法的諸価値に積極的に適合することである。この方向性に向けた変更は本草案において数えきれないほどあるが、そのいくつかを強調しておく価値がある。

第1に、憲法が刑罰に求める再社会化の目的を可能な限り達成するため、現行刑罰制度の全面的な改正がなされることになる。提案されている制度は、一方で、自由刑の規定を単純化するとともに、より基本的でない法益への影響を持つ別の措置に代替する可能性を拡大し、他方で、日数罰金制度を導入することで財産刑を変更し、社会奉仕労働を追加する。

第2に、謙抑性の原則とますます複雑化する社会における保護要請の高まりという二律背反に直面し、新たな態様の犯罪を慎重に制定し、しかしまた同時に存在意義を失った犯罪類型を削除した。前者については、社会経済に対する罪の制定と、領土および天然資源の秩序に関連する罪の新たな規制が特筆に値する。後者については、盗賊との戦いの最中に生じた人への暴行または脅迫を用いた強盗罪という複雑な類型を、一般規定の適用に道を譲り、削除すべきとした。

第3に、基本権の保護を特に重視し、基本権が行使される場面では、懲罰的な手段の設定を特別な節度をもってするよう努めた。たとえば、一方では、精神的完全性の保護であり、他方では名誉に対する罪の新たな規制

である。精神的完全性を保護することで、市民は拷問に対するより強力な保護を与えられる。そして、提案されている方法で名誉に対する罪を構成することで、表現の自由は、民主体制において認めることができ、かつ認めるべきあらゆる重要性を獲得する。

第4に、保護目的と基本権尊重の観点に調和して、これまでほしいままにされてきた公務員による市民の権利および自由の領域に対する違法な介入の特権体制を廃止した。したがって、法律の許可なく公権力機関や公務員によって行われる逮捕、住居への立入りおよび捜索は、対応する一般犯罪の加重類型として扱われ、これまでのような不可解かつ不当に特別な減輕をされる扱いはならない。

第5に、憲法が公権力に課した平等の実現という課題を遂行し、真に現実的な平等の道を歩むことにした。たしかに、刑法はこの課題を達成するのに最も重要な手段ではない。しかしながら、刑法は、その実現の障壁となっている規制を取り除くことや、差別的状況に抗する保護措置を導入することで、これに寄与することができる。差別的な活動に抗する保護を提供する規範に加えて、性的自由に対する罪に関する新规定についてここで言及しなければならない。これらについて、犯罪構成要件を、歴史的にそうであったような、女性の貞淑ではない万人の性的自由としての保護法益と適合させることを目指した。女性の貞淑の保護の名の下で、耐え難い不正な状況が生じたが、本法案の規定はそれを完全に排除する。使用されている刑罰技術の目新しさに驚きもあるだろう。しかし、ここでは、伝統から離脱することが賢明な選択であるように思われる。

原則の範疇を離れ、技巧的手法にも着目すれば、この法案は、普遍性の主張において、これまでのものとは異なる。これまでは刑法典は国家刑罰権の完全な規制を包含するとの考えによっていた。この考えの実現は、わが国における行政的制裁権の重要性を考慮すれば、すでに間違ったところから出発していた。それどころか、この考えは結果としても不要であり、不安定ですらあったのである。

不要であったというのは、刑法典を尊重し特別法に抗うという19世紀型

の在り方が、社会的に深刻な外的理由により、法典を起草するにあたっては、立法者が憲法の諸原則を尊重するように制約された状態にあったが、特別法の場合においてはそうでなかったかそれが低い程度であったという否定しがたい事実に基づくものだからである。弱い立憲主義にあっては、これは法典の絶対普遍性の主張を根拠づけるために、特に重要な議論であった。今日では、しかしながら、刑法も特別法もいずれも階層的に憲法に従属しており、その階層の故だけでなく、合憲性についての司法審査の存在もあって、憲法に従わなくてはならない。そのため、特別法は歴史的に引き起こされてきた警戒を呼び起こす必要はない。

不安定であったというのは、刑罰規範の大部分とすべての規定に適用される基本的な諸原則が含まれていないのであれば、法典がその名に値しないことは否定できないものの、法典に取り入れることが困難なものがあるのは確かだからである。つまるところ、普遍性を相対的に主張することが法典の理念に内在するのであるなら、安定性および固定性についても同様である。他の秩序の特殊な状況または事案の同様の性質から、そのような安定性と固定性が不可能である領域が存在する。これはたとえば、相場操縦に関する様々な罪の場合である。これらの罪においては、経済条件と好むと好まざるとにかかわらずそれらの犯罪全体を統合する規制の文脈の絶え間ない変化は、これらの刑事規範を当該文脈の中に位置づけ、法典から放逐することを促す。さらに、このことは我々の伝統であり、我々の周囲の国々において、類似の取り扱いをしている例に欠けることもない。

したがって、この場合および類似の場合には、それぞれの分野に対応する刑事規制たる特別法を参照させることを選択した。同様の手段は、妊娠の任意的な終了を非犯罪化する規範においても使われた。この場合、前述のものと同様の理由に加えて、これは犯罪化規範によるのではなく、非犯罪化を定める規範についてのものであるといえるだろう。憲法裁判所は、当該場合の構成について、刑法典によるものではなく、むしろ他種の規範による保障を採用するように要求した。

草案の準備においては、1992年の議会における討議、司法総評議会の見

解、判例および学説の意見の状況に特に注意を払った。刑法典はすべての人のものであり、したがって、すべての意見を聞くべきであり、最も合理的であると思われる解決、つまり誰もが受け入れるはずである解決を選択すべきであるという深い意義を有する理念から草案を準備した。

完璧な草案を作ったとはいえないが、ひとえに、有用なものとなったとはいえよう。政府は、ここに、締めくくりの言葉ではなく、むしろはじまりの言葉を述べる。この草案は、つまるところ、すべての政治権力とすべての市民に、各々の専門とする職域での協力を呼び掛けるにとどまっている。共存と憲法が宣言する権利と自由を享受する平和のため、誇張しても誇張しすぎることのない重要性ある目標は、我々がより良い刑法を持ちたいと願い、その実現に貢献してはじめて達成されるのである。

前編 刑事保障と刑法の適用

第1条① 実行以前の法律によって犯罪であると定められていないあらゆる作為および不作為は罰せられない。

② 保安処分は、法律によってあらかじめ定められた要件がある場合に限り、適用される。

第2条① いかなる犯罪も、行為以前に法律に定められていなかった刑罰によって罰せられない。同様に、保安処分を定める法律も遡及効を欠く。

② ただし、行為者に有利な刑罰法規は、その施行時に確定判決が発効しており、行為者が刑の執行を受けているものであっても、遡及効を有する。最も有利な法律の決定に疑義があるときは、被告人の意見を聞く。ただし、明示の特段の定めのない限り、限時法の有効期間中において行われた所為は、その法律によって裁かれる。

第3条① 刑罰および保安処分は、管轄を有する裁判官または裁判所の手続法に則った確定判決の効力によるのでなければ、科すことができない。

② 刑罰および保安処分は、法律またはそれに定める規則以外の形式で執行することも、明文で規定されている以外の条件または状況で執行することもできない。刑罰または保安処分の執行は、管轄を有する裁判官ま

たは裁判所の指揮の下に行われる。

第4条① 刑罰法規は、それに明確に含まれる事案以外には適用されない。

② 裁判官または裁判所が、その訴訟の進行中に、法律によっては処罰されていないが禁圧にふさわしい作為または不作為を認識するに至ったときは、当該裁判に関するすべての手続を棄却し、その行為を処罰すべきであるとする根拠を政府に対して明らかにする。

③ 同様に、裁判官または裁判所の判断によれば処罰すべきでないと思われる作為または不作為、または犯罪により生じた害および行為者の個人的事情を考慮すると刑が著しく苛酷であるとする作為または不作為が、法規の厳格な適用によって処罰されるときは、規定の削除または修正もしくは恩赦の付与について適当な措置を政府に伝える。もちろん、判決の執行を妨げない。

④ 恩赦の請求があり、かつ裁判官または裁判所が、刑の履行が不当な遅滞のない裁判の権利を侵害する結果になると根拠を付した裁判において認めるときは、請求について判断されるまで、同刑の執行を停止する。

また、裁判官または裁判所は、刑の執行が恩赦の目的を毀損しようとするときは、恩赦について判断があるまで、刑の執行を停止することができる。

第5条 故意または過失がなければ刑罰はない。

第6条① 保安処分は、犯罪として定められた所為の遂行にあらわれた行為者の犯罪の危険性を基礎とする。

② 保安処分は、犯された罪に対して観念的に適用されうる刑罰よりも重くすることも長くすることもできず、行為者の危険性を予防するために必要な限度を超えることもできない。

第7条 刑法の時間的適用範囲を定めるにつき、犯罪は行為者が作為を開始した時点または実行を義務づけられた行為を行わなかったときに犯されたものとみなす。

第8条 この刑法の2個以上の規定が適用可能な所為であり、第73条から第77条に定めのないものについては、以下の規則によって処罰される。

1 特別規定は一般規定に優先して適用する。

2 補充規定は、その補充性が明文で宣言されている場合であろうとも黙示的に導出されたものであろうとも、基本規定がない場合のみ適用する。

3 最も広範な刑事規定あるいは結合犯の刑事規定は、そこに含まれる犯罪行為を処罰する規定を吸収する。

4 前各号の諸基準を欠くとき、最も重い刑罰規定は、より軽い刑によって所為を処罰する規定を排除する。

第9条 この編の諸規定は、特別法によって処罰される罪にも適用される。この法律におけるその他の規定は、それらについて明文の規定がない場合に補充法として適用される。

第1巻 犯罪、罪責を負う者、刑罰、保安処分および犯罪のその他の効果についての一般規定

第1編 犯罪行為

第1章 犯罪

第10条 法律によって処罰される故意または過失による作為および不作為が犯罪である。

第11条 結果の発生により構成される犯罪は、当該結果の回避が、行為者の特別な法的義務に違反し、法規の意味によればその原因と同等である場合に限り、不作為により犯されたものとする。以下の不作為は作為と同等である。

- a) 作為に出るべき法律上または契約上の特別な義務があるとき
- b) 不作為者が先行作為または先行不作為によって法的に保護すべき利益に対する危険源を創出したとき

第12条 過失の作為または不作為は、法律に明示されている場合にのみ罰せられる。

第13条① 法律が重刑により処罰する犯罪が重罪である。

② 法律が軽重刑により処罰する犯罪が軽重罪である。

③ 法律が軽刑により処罰する犯罪が軽罪である。

- ④ 刑がその範囲に本条第1項および第2項の場合を同時に含むときは、その罪はいずれの場合においても重罪とみなす。刑がその範囲において軽刑および軽重刑でありうるときは、その罪はいずれの場合においても軽罪とみなす。

第14条① 犯罪行為を構成する事実についての避けられない錯誤による行為は罰しない。錯誤が、所為状況および行為者の人的状況を考慮すると回避可能であった場合は、過失として罰する。

② 犯罪行為の評価に関する所為または加重事由となる情状についての錯誤は、その評価を妨げる。

③ 犯罪行為を構成する所為の違法性についての避けられない錯誤による行為は罰しない。錯誤が避けられる場合には、1段階または2段階の減輕刑を適用する。

第15条 既遂犯および未遂犯は可罰的である。

第16条① 行為者が、客観的に結果が発生すべき行為の全部または一部を行い、外形的所為により直接犯罪の実行を開始したにもかかわらず、行為者の意思と独立の原因によって結果が生じなかったときは未遂である。

② 自己の意思により犯罪の完成を回避した者は、すでに着手した実行を断念したのであっても、結果発生を防止したのであっても、犯された実行行為によってすでに構成される他の罪がある場合のその罪責は別として、未遂犯としては罰しない。

③ 所為に複数人の関与があるとき、すでに開始された実行を中止し、真摯かつ断固また決定的に既遂に至ることを阻止しまたは阻止しようとした者は、犯された実行行為によってすでに構成される他の罪がある場合のその罪責は別として、罰しない。

第17条① 2人以上の者が犯罪の実行を合意し、その実行を決意したときは、共謀である。

② 罪を犯すことを決意した行為者が、ひとりまたは複数の他人に対してその罪への参加を求めたときは、勧誘である。

③ 共謀および勧誘は、法律に特別の規定がある場合にのみ罰する。

第18条① 広告を容易にする印刷物、放送、その他同様の手段により、または群衆の面前で犯罪の実行を直接そそのかすときは、扇動である。

この法律において、群衆の面前でまたは伝播手段を用いて、犯罪を称揚し、またはその行為者を称賛する意見または教義を開陳したときは、称賛である。称賛は、その性質および状況により罪を犯すよう直接にそそのかすことを構成するときに、扇動の一形態としてのみ犯罪となる。

② 扇動は、法律が罰すると定めている場合のみ罰する。

扇動により犯罪の実行があったときは、教唆として罰する。

第2章 罪責を阻却する事由

第19条 18歳に満たない者は、この法律の定めるところによっては罪責を負わせられない。

当該年齢未満の者が罪を犯したときは、未成年の刑事責任を規定する法律の規定に基づいて責任を負わせることができる。

第20条 以下の者は罰しない。

1 犯罪行為遂行の時点において、何らかの心理の異常または変調により、所為の違法性が理解できず、またはその理解に従って行動することができない者

一時的な精神障害が、罪を犯す目的で行為者によって惹起され、またはその犯行を予見し、もしくは予見すべきであったときは、刑は阻却されない。

2 罪を犯す目的のなかった、またはそれを予見しなかった、もしくはそれを予見すべきでもなかった、アルコール飲料、毒薬、麻薬、向精神薬およびその他同様の状態を惹起する物質の使用によって、犯罪行為遂行の時点において、完全酩酊し、またはそれらの物質への依存症に起因する禁断症状の影響を受け、所為の違法性が理解できず、またはその理解に従って行動することが妨げられている者

3 先天的または幼児期から知覚の異常を患い、現実の認知に重大な異常のある者

4 自己または他人もしくはその権利を防衛するため行為し、以下の諸要件をすべて満たす者

第1 違法な侵害。財産の防衛の場合においては、犯罪を構成する攻撃であり、その毀損または滅失の急迫の重大な危険を発生させる財産に対する攻撃は、違法な侵害と評価される。住居および建造物の防衛の場合においては、そこまたはそれらへの不法な立ち入りは違法な侵害と評価される。

第2 侵害防止または排除に使用される手段の合理的必要性

第3 防衛者側に侵害惹起に十分な扇動がないこと

5 緊急状態において、自己または他人の危難を避けるため、その他の者の法益を侵害しまたは義務に違反した、以下の諸要件をすべて満たす者

第1 生じた害が避けようとした害を超えていない。

第2 緊急の状況が行為者によって故意に惹起されたものではない。

第3 危難にある者が業務または職務により自己犠牲の義務を負っていない。

6 克服不能な恐怖により衝動的に行動した者

7 義務を履行し、または権利、業務、職務の正当な行使による行為をした者

第1号ないし第3号の場合、事案に応じて、この法律に定める保安処分に付する。

第3章 罪責を減少させる事由

第21条 以下の事由は刑の減輕事由である。

1 前条に掲げる事由で、個々の事案において無罪となるための要件のすべてが揃わなかったとき

2 前条第2号に掲げる物質の中毒作用による影響が行為者に及んでいるとき

3 激昂、錯乱、またはそれらと同等の心的状態を惹起するあまりにも

強力な原因または刺激の影響によるとき

- 4 司法手続きが行為者に向けて進行していることを知る前に、行為者が公権力機関に対して犯行を告白したとき
- 5 手続のいかなる段階であろうとも公判審理前に行為者が被害者に生じた被害を回復しあるいはその軽減につとめているとき
- 6 被告人の責めに帰すべき事情もなく、事案の複雑さに相当する理由もなく手続が遅延したとき
- 7 前掲各号と同等の意義が類推される他のあらゆる事情

第4章 罪責を加重する事由

第22条 以下の事由は刑の加重事由である。

- 1 予謀をもって所為を実行したとき
行為者が、非侵害者の防衛によって生じうる身の危険なく、直接または特別に犯罪実行を確実にする手段、態様または形式の実行をもって、人に対する罪を犯したときは予謀がある。
- 2 欺罔の手段により、優越性の濫用により、または被害者の防御を弱めまたは行為者の不処罰を得やすい場所、時間または助力を利用して所為を実行したとき
- 3 対価、報酬または約束により所為を実行したとき
- 4 差別主義、反ユダヤ主義、その他の思想、宗教またはその他の被害者の信条、民族、人種、または国籍、性別、性的指向または性自認、ジェンダー上の理由、罹患している疾病または障害による差別を動機として罪を犯したとき
- 5 犯罪の実行に不要な苦痛を惹起して被害者の苦しみを意図的かつ非人道的に増大させたとき
- 6 信頼を濫用したとき
- 7 行為者の有する公的資格を利用したとき
- 8 累犯であるとき
行為者がこの法律の同一の編に定める罪によって確定した判決を受

けたことがあり、それが同一の性質を有する罪を犯したときは、累犯である。

本号においては、抹消されまたは抹消すべき前科、または軽罪にあたるものは、考慮しない。

欧州連合に属する外国の裁判官および裁判所によって科された確定判決は、それがスペイン法によって抹消されたまたは抹消することができる前科である場合を除いて、前科としての効力を有する。

第5章 親族関係の混合事由

第23条 被害者が、配偶者であること、または配偶者であったこと、もしくはそれと同様の愛情関係による安定的な結びつきがあること、またはそのような結びつきがあったこと、あるいは行為者またはその配偶者もしくは同居人の自然的または養子による尊属、卑属、または兄弟姉妹であることは、罪の性質、動機および目的に応じて、責任を減少または加重する事由である。

第6章 一般規定

第24条① 刑事事件において、単独で、または一定の地方公共団体、裁判所、もしくは審判機関の一員として、自己の権限を指揮しまたは行使する者は、公権力機関とみなす。いずれの場合においても、下院議員、上院議員、自治州立法議員、および欧州議會議員は公権力機関とみなす。検察庁の職員も同様に公権力機関とみなす。

② 法の直接の規定により、または選挙により、もしくは公権力機関の任命により資格を有して公務の執行にあたる者は公務員とみなす。

第25条 この法律において、障害とは、継続的な肉体的、精神的、知的または知覚上の欠陥を有する人物が、様々な障壁と相まって、他者と平等な条件での完全かつ実効的な社会参加が制限され、または阻害されうる状況をいう。

同様に、この法律において、特別な保護を必要とする障害者とは、行

為能力に法的な制限があるか否かにかかわらず、その継続的な知的または精神的な欠陥に起因して、法的能力を遂行し、またはその人格、権利または利益に関する決定をするための、支援または補助を必要とする障害者をいう。

第26条 この法律において、証拠能力またはその他法的に重要な類型を有する、データ、事実または供述を表現し、またはそれらを内容とするすべての物質的媒体を文書とみなす。

第2編 犯罪の罪責を負う者

第27条 正犯および従犯は犯罪の罪責を負う。

第28条 自ら、共同して、または道具として利用する他人を通じて、所為を実現する者は正犯である。以下の者もまた正犯とみなす。

a) 他人をその実行へと直接教唆する者

b) 所為実現に不可欠な行為をもってその実行に協力する者

第29条 前項に定める行為を行わずに、事前または同時の行為によって所為の実行に協力した者は従犯である。

第30条① メディアまたは技術的伝播媒体を用いて犯す罪においては、その従犯も人的にまたは現に助長した者も罰しない。

② 第28条にいう正犯は、以下の順に段階的、排他的かつ補充的に罰する。

1 現に文書を作成し、または当該符号を作出した者、およびその実行を教唆した者

2 伝播にかかる出版または番組の監督

3 出版社、放送社または放送局の経営者

4 記録会社、再生会社、印刷会社の経営者

③ 不出頭宣言またはスペイン外の居住を含む、罪責を阻却する事由がある以外の理由により、前項のいずれかの号に該当する人物を訴追できないときは、そのすぐ次の号において言及されている者を訴追する。

第31条 法人の事実的または法律的な管理者として、または他人の名義で、もしくは他人の法定代理人または任意の代理人として活動する者は、当

該犯罪類型が行為者として要求するところの要件，資格，関連性が本人に欠けているとしても，その名または代理として行為するところの団体または人にその要件が存するならば，個人として責任を負う。

第31条の2 ① この法律に規定されている条件によって，法人は罪責を負う。

- a) 法人の名またはその法人の勘定において，かつその法人の直接または間接の利益のために，法定代理人，または個人としてあるいは法人機関の一員として活動する者，またはその法人を代表して定める権限を有する者，もしくはその内部において組織および管理の権限を有する者によって犯された罪
- b) 法人の社会的活動の実践において，法人の勘定により，かつ法人の直接または間接の利益のために，a文に規定する自然人の権限に服する者で，事案の具体的状況を考慮に入れた法人活動の監督，監視，統制の義務の重大な懈怠があったために所為を実行し得た者によって犯された罪

② 前項 a 文に規定される者により犯された罪である場合，以下の要件を満たすときは，法人は責任を負わない。

- 1 経営機関が，犯罪の実行前に，同種の犯罪を防止し，または犯罪リスクを著しく減少させるための適切な監督または統制の措置を含む組織および経営管理のモデルを実効的に採用し，実施したものであり，
- 2 採用された予防モデルの実施と履行の監督が，イニシアチブおよび管理において自律的な権限を有する法人，または法人内部監査の実効性を監督する機能が法的に与えられた法人に委託されていたものであり，
- 3 個人の行為者が，組織および経営管理のモデルを不正に回避することで罪を犯したものであり，かつ
- 4 第2号の要件で言及されていることにつき，機関の側に監督，監視，統制の機能の不作为または不十分な実施があったわけではないとき
前掲の諸状況が単に部分的にのみ認定の対象としうる場合には，その状

況は刑の減輕事由として評価される。

- ③ 小規模法人においては、第2項第2号にいう監督の機能は、経営機関が直接担うことができる。ここにいう小規模法人とは、関連法規によって、簡易な損益計算書の提出が認められているものをいう。
- ④ 第1項b文に定められている者が罪を犯したとき、犯罪の実行前に、同様の犯罪を防止し、または犯罪リスクを著しく減少させるための適切な組織および経営管理のモデルを実効的に採用し、実施したものであれば、その法人は罰しない。

このとき、本条第2項後段の刑の減輕に関する規定は同様に適用される。

- ⑤ 第1項、第2項および前項にいう組織および経営管理のモデルは、以下の要件を満たさなければならない。
 - 1 その内部において予防すべき罪が犯されうる諸活動を特定する。
 - 2 法人の意思形成過程、意思決定過程、および当該モデルに関連する法人の執行過程を具体化する手順または手続きを確立する。
 - 3 防止すべき犯罪の実行を防ぐための適切な財務資源の管理モデルを整える。
 - 4 予防モデルの機能と監視を担当する機関に対し、ありうるリスクと違反についての報告義務を課す。
 - 5 そのモデルの定める措置への違反を適切に制裁する懲戒制度を確立する。
 - 6 モデルの定期点検を行い、かつ諸規定の重要な違反が明らかとなったとき、またはそれらが必要となる管理構造または事業の組織に変更があるときには、モデルの随時修正を行う。

第31条の3① 法人の罪責は、前条に規定する業務または職務を担当する者により犯されるべき罪が犯されたことが証明されたならば、責を負うべき具体的な自然人を特定できず、その自然人に対する訴追が不可能であったとしても、訴追されうる。同一所為の帰結として、両者に罰金が科せられるときは、裁判官または裁判所は、その合計が結果としてその

重大性に比して不相応にならないように、それぞれの額を調整する。

- ② 所為を実質的に行った者または適切な管理を行わなかったために所為を可能にした者における，被告人の責任に影響を与える事情または罪責を加重する事情もしくは当該人物が死亡した事実または法の手から逃れたという事情は，法人の罪責を消滅させず，変更もしない。ただし，次条の定めるところを妨げない。

第31条の4 犯行後その法定代理人を通じて行われた以下の行為のみが法人の罪責を減少する事由であるとみなされる。

- a) 法人に司法手続きが向けられていることを知る前に公権力機関に対して犯行を自白した。
- b) 手続きのいずれの段階においても，所為により発生した罪責を明らかにするため新規かつ決定的な証拠を提出することで捜査に協力した。
- c) 公判前の手続きのいずれの段階においても，犯罪により発生した損害を回復しまたは軽減した。
- d) 公判開始前に，将来において法人の領域内でまたは法人により犯されうる犯罪の予防および発見の効果的な施策を設定した。

第31条の5 ① 法人の刑事責任に関する規定は，国家，領土および制度上の公的行政機関，規制機関，公共事業者および公共事業体，公権の国際機関，その他主権または行政権を公的に行使する者には適用しない。

- ② 公共政策または一般的な経済的利益のサービスを提供する公営商社の場合は，第33条第7項 a 文および g 文に定める刑のみ科すことができる。この限定は，裁判官または裁判所が，その発起人，創立者，管理者または代表者により，その時の刑事責任を回避する目的のために作出された法形式であると認めるときは，適用しない。

第3編 刑罰

第1章 刑罰, その軽重および効果

第1節 刑罰およびその軽重

第32条 この法律の規定によって科されうる刑罰は, 主刑であるか付加刑であるかを問わず, 自由剥奪, その他の権利剥奪および罰金である。

第33条① その性質と期間によって, 刑罰は重刑, 軽重刑および軽刑に分類される。

② 以下のものは重刑である。

- a) 見直し可能な終身刑
- b) 5年を超える禁錮
- c) 絶対的資格喪失
- d) 5年を超える期間の特別資格喪失
- e) 5年を超える期間の公職または公務の停止
- f) 8年を超える期間の自動車および原動機付自転車の運転権利の剥奪
- g) 8年を超える期間の武器の所持および携帯の権利の剥奪
- h) 5年を超える期間の特定の場所に居住またはそこを訪れる権利の剥奪
- i) 5年を超える期間の被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止
- j) 5年を超える期間の被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止
- k) 親権の剥奪

③ 以下のものは軽重刑である。

- a) 3月以上5年以下の禁錮
- b) 5年以下の特別資格喪失
- c) 5年以下の公職または公務の停止
- d) 1年1日以上8年以下の自動車および原動機付自転車の運転権利の剥奪

- e) 1年1日以上8年以下の武器の所持および携帯の権利の剥奪
 - f) 1年1日以上5年以下の動物に関係する職業、事業または商売を営むことおよび動物を飼うことの特別資格喪失
 - g) 6月以上5年以下の期間の特定の場所に居住しまたはそこを訪れる権利の剥奪
 - h) 6月以上5年以下の期間の被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止
 - i) 6月以上5年以下の被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止
 - j) 6月以上の罰金
 - k) その額にかかわらず比例罰金。ただし本条第7項の場合を除く
 - l) 31日以上1年以下の社会奉仕労働
- ④ 以下のものは軽刑である。
- a) 3月以上1年以下の自動車および原動機付自転車の運転権利の剥奪
 - b) 3月以上1年以下の武器の所持および携帯の権利の剥奪
 - c) 3月以上1年以下の動物に関係する職業、事業または商売を営むことおよび動物を飼うことの特別資格喪失
 - d) 6月に満たない期間の特定の場所に居住しまたはそこを訪れる権利の剥奪
 - e) 1月以上6月未満の被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止
 - f) 1月以上6月未満の被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止
 - g) 6月以下の罰金
 - h) 1日以上6月以下の滞在地特定
 - i) 1日以上30日以下の社会奉仕労働
- ⑤ 罰金不納付のための補完的人的責任は、それが代替する刑によって軽重刑または軽刑の性質を有する。

⑥ 付加刑は、この法律に別に定める場合を除いて、主刑と同じ期間とする。

⑦ 法人に対する刑罰はすべて重刑とみなされ、以下の通りである。

a) 割合または比例罰金

b) 法人の解散。解散は、法人格ならびに、たとえ合法なものであるとしても、法人取引における一切の態様の行為能力またはあらゆる段階の活動能力を無期限に失わせる。

c) 5年を超えない範囲での活動停止

d) 5年を超えない範囲での店舗および施設の閉鎖

e) 罪を犯し、あるいは罪を助長し、または罪を隠蔽した当該業務の将来に向けた禁止。この禁止は有期または無期である。有期である場合には、15年を超えることができない。

f) 15年を超えない範囲での補助金および公的資金を受け、または公的セクターと契約を結び、および税務上または社会保障上の利益または報償を受ける公権の剥奪

g) 5年を超えない必要であると思われる期間での労働者または債権者の権利保護のための司法監査

監査は、組織の全体に対して実施することも、またはその施設、部署または営業課単位に限定して行うこともできる。裁判官または裁判所は、判決または事後的な決定によって監査の内容を厳格に定め、かつ監査職務の担当者および司法機関への報告書の提出期限を定める。監査は、監査人および検察庁へ通知した後、いつでも修正または停止することができる。監査人は、その企業または法人のあらゆる施設および店舗へのアクセス権、および業務を遂行するために必要であると思われるあらゆる情報を入手する権利を有する。報酬または必要な資格等監査人の業務遂行に関連する事項は規則に定める。

店舗または施設の有期閉鎖、社会活動の停止および司法監査は、その訴因の捜査中、予防措置として予審判事によって定めることも

できる。

第34条 次のものは刑罰として評価されない。

- ① 勾留，予防拘禁，その他の刑事的性質を有する予防処分
- ② 政府権限としてあるいは部下または職員に対する懲戒の作用として使用される罰金またはその他の懲戒
- ③ 民法または行政法に定める権利の剥奪および賠償制裁

第2節 自由刑

第35条 自由刑は，見直し可能な終身刑，禁錮，滞在地特定および罰金不納付による補完的人的責任である。その履行および刑期の短縮をもたらす処遇上の恩典は，他の法律およびこの法律に定めるところによる。

第36条① 見直し可能な終身刑は，第92条の定めるところに従って見直される。

受刑者の第3級への処遇分類は，社会復帰への際立った好ましい予測が立った後，検察庁および矯正施設の意見を聞き，裁判所が承認しなければならない。なお，次のときまでは行うことができない。

- a) この法律の第2巻第22編第7章の罪により受刑している場合は，現に禁錮の20年の服役があるまで
- b) その他の場合，現に禁錮の15年の服役があるまで

このとき，a文に規定されている場合は最低でも禁錮の12年の服役があるまで，b文に規定されている場合は禁錮の8年の服役があるまで，受刑者は外出許可を受けられない。

② 禁錮刑は最低3月，最高20年の期間である。ただしこの法律に他の定めがあるときはこの限りでない。

禁錮刑の期間が5年を超えるととき，裁判官または裁判所は，受刑者の第3級への処遇分類を，科された刑の半分の服役があるまで行わないように命じることができる。

以下に定める罪についていずれの場合も，科せられた刑罰の期間が5年を超えるとときは，受刑者の第3級への処遇分類は，その期間の半分を

服役するまで行うことができない。

- a) この法律の第2巻第22編第7章に定めるテロリスト組織およびテログループに関する犯罪およびテロリズム犯罪
- b) 犯罪組織または犯罪グループ内で犯された罪
- c) 第183条の犯罪
- d) この法律の第2巻第8編第5章に定める罪で被害者が13歳未満のとき

監督裁判官は、社会復帰への際立った好ましい予測が立った後、場合によっては受刑者の個人的な状況および再教育処分の進捗状況を評価して、検察庁、矯正施設およびその他当事者の意見を聞き、根拠に基づいて、刑の履行に関する一般制度の適用を認めることができる。ただし、前段に定める場合を除く。

- ③ いずれの場合も、裁判所または矯正監督裁判官は、必要に応じて、検察庁、矯正施設およびその他当事者の報告の後、人道上の理由、および不治の疾患を有する重病に罹患している受刑者の人間の尊厳上の理由、ならびに特にその危険性が低いと評価される70歳代であることを理由として、第3級への進級を認めることができる。

第37条① 滞在地特定は、6月までの期間とする。その履行は、受刑者に対し、その住居または裁判官が判決または事後的に理由を付した決定において定めた場所に滞在することを義務づける。

ただし、滞在地特定が主刑として科されるときは、再犯に注意し、適用される具体的規定が明文でそのように定めているならば、裁判官は判決において土曜日、日曜日および祝日には受刑者の住居に最も近い矯正施設において滞在地特定を執行することを定めることができる。

- ② 受刑者が要求し、かつそれを促す状況があるときは、検察庁の意見を聞き、判決裁判官または判決裁判所は、刑の執行を土曜日または日曜日の期間に行い、もしくは連続的でない方法で行うことを定めることができる。
- ③ 受刑者が判決を遵守しないときは、判決裁判官または判決裁判所は、

第468条に定める訴訟を行うために証拠書面を作成する。

- ④ 実効的な履行を保障するため、裁判官または裁判所は、受刑者の所在確認を可能にする機械的または電子的装置の使用を定めることができる。

第38条① 受刑者が身柄拘束されていたときは、刑の期間は判決が確定した日から数える。

- ② 受刑者が身柄拘束されていなかったときは、刑罰の期間は服役に適切な施設に入ったときから数える。

第3節 権利剥奪刑

第39条 以下のものは権利剥奪刑である。

- a) 絶対的資格喪失
- b) 公務、公職、職業、業務、産業または商業およびその他この法律に定める活動の特別資格喪失、もしくは親権、後見、保佐または補助の権利、動物を飼う権利、被選挙権あるいはその他のあらゆる権利の特別資格喪失
- c) 公務または公職の停止
- d) 自動車および原動機付自転車運転の権利の剥奪
- e) 武器の所持および携帯の権利の剥奪
- f) 特定の場所に居住またはそこを訪れる権利の剥奪
- g) 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止
- h) 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止
- i) 社会奉仕労働
- j) 親権の剥奪

第40条① 絶対的資格喪失刑の期間は、6年以上20年以下とする。特別資格喪失刑は、3月以上20年以下、公務または公職の停止刑は、3月以上6年以下とする。

- ② 自動車および原動機付自転車運転の権利の剥奪刑ならびに武器の所持

および携帯の権利の剥奪刑の期間は、3年以上10年以下とする。

- ③ 特定の場所に居住したまたはそこを訪れる権利の剥奪刑の期間は、10年以下とする。被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止刑および被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止刑は、1年以上10年以下とする。
- ④ 社会奉仕労働刑の期間は、1日以上1年以下とする。
- ⑤ これら各刑の期間は、前各項の規定に定めるところによる。ただし、この法律が例外的に別に定めるときはその限りでない。

第41条 絶対的資格喪失刑は、公選によるものであったとしても、受刑者の有する名誉、公職および公務のすべてを確定的に剥奪する。さらに、受刑の期間は、同様のまたはその他の名誉、公務または公職に就けなくなり、かつ公職のために選挙されることができなくなる。

第42条 公務または公職の特別資格喪失刑は、公選によるものであったとしても、それにかかる公務または公職および附随する名誉を確定的に剥奪する。さらに、受刑の期間は、同様または類似の職に就くことができなくなる。判決において、資格喪失にかかる公職、公務および名誉が特定されなくてはならない。

第43条 公職または公務の停止は、受刑の期間中、受刑者がそれに従事することを剥奪する。

第44条 被選挙権の特別資格喪失は、受刑の期間中、公職に選挙される権利を剥奪する。

第45条 専門職、職業、産業、商業またはその他の権利の特別資格喪失は、受刑の期間中、それらに従事する資格を剥奪する。この特別資格喪失は、判決において明示的かつ理由をもって具体化されなければならない。

第46条 親権、後見、保佐、補助または里親の権利の行使の特別資格喪失は、受刑者から、親権については親権の内容たる権利を剥奪し、その他の権利についてはその権利を消滅させ、ならびに受刑の期間中それらの身分に就くことを不可能とする。親権剥奪刑は、親権資格の喪失を意味

し、その子の受刑者に対する権利は維持される。裁判官または裁判所は、事案の情状を考慮して、未成年または受刑者による特別な保護を必要とする障害者の全部または一部についてこれらの刑を定めることができる。

本条において親権とは、民法典に規定される延長親権も含んだ親権および自治州の民法に規定される類似の制度をいう。

第47条 自動車および原動機付自転車運転の権利の剥奪刑の執行は、判決に定める期間、両権利を行使することを受刑者から剥奪する。

武器の所持および携帯の権利の剥奪刑の執行は、判決に定める期間、その権利の行使を受刑者から剥奪する。

2年を超える期間にわたり刑が科せられるときは、運転または所持および携帯の許可または権利がそれぞれ失効する。

第48条① 特定の場所に居住しまたはそこを訪れる権利の剥奪は、犯行現場、または犯行現場と被害者あるいはその家族の居住地が異なる場合にはその被害者あるいはその家族の居住地に、居住し、または訪れることを受刑者に禁ずる。知的障害または精神的な錯乱に起因する障害の宣告がある場合、保護法益および場合によっては処分の履行のために介助また補助の手段を講ずべき障害者の優越的利益を考慮して解決するために、具体的事情を調査する。

② 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止は、その対象がいるその場所に接近すること、および住居、職場、対象者が頻繁に訪れるその他の場所に接近することを受刑者に禁止する。このとき、子に関しては、民事判決によって認められたその訪問、面会交流、滞在の制度を、この刑の履行が全うされるまで停止する。

③ 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止は、これらの者と受刑者との、あらゆるコミュニケーション手段または情報手段もしくは通信手段、書面、音声または視覚による連絡を禁ずる。

④ 裁判官または裁判所は、それを可能にする電子的手段をもってこれら

の処分の監督を行うことを定めることができる。

第49条 社会奉仕労働は、特定の公共的利益活動への無償の協力を義務づける。この刑は、受刑者の同意なく科すことはできない。社会奉仕労働は、当該受刑者が犯した罪と同様の性質を持つ罪に関する、発生損害の回復活動または被害者の援助または支援活動、ならびに啓発的なまたは再教育、労働、文化、交通教育、性教育またはこれらに類するものに関する研修もしくはプログラムへの受刑者の参加で構成することができる。その1日あたりの時間は8時間を超えることができない。その条件は以下の通りである。

- 1 執行は、矯正監督裁判官の監督のもとで行う。矯正監督裁判官は、この目的のため、役務が行われている行政機関、公的団体または公益協会にその労働の遂行に関する報告を求める。
- 2 受刑者の尊厳を傷つけない。
- 3 社会奉仕労働は、行政機関によって提供される。行政機関はこのために適切な協定を結ぶことができる。
- 4 社会保障に関して刑事施設法に定められた受刑者に対する保護を受ける。
- 5 経済的利益を得ることはできない。
- 6 受刑者が次のいずれかに当てはまるすべての場合において、矯正社会役務施設は、必要な検証を行い、矯正監督裁判官に刑の執行に関する重大事故を報告する。
 - a) 刑の執行を受刑者が自発的に拒絶していると思われる少なくとも2労働日の欠勤がある。
 - b) 労働施設の責任者の要求にもかかわらず、受刑者の勤務成績が最低の要求を明らかに下回る。
 - c) 仕事の進展について職場の責任者に指示された教えに繰り返しかつ明確に反対し、またはそれを履行しない。
 - d) その他の理由により、受刑者の行動が、労働責任者が施設に受刑者を受け入れ続けることを拒否するようになる。

報告を評価したうえで、矯正監督裁判官は、同一施設での執行または他の施設で受刑者の執行を行うための受刑者の移送を決定でき、もしくは受刑者が刑を履行しなかったと解することができる。

刑の不履行の場合は、第468条に定めるところの訴訟を行うための証拠を提出する。

7 受刑者が正当な理由で欠勤しているときは、活動の放棄であるとは解されない。ただし、行われなかった労働は、刑の執行の全部のうち現に労働した日数または労働日数によって構成されるべき刑期に算入しない。

第4節 罰金刑

第50条① 罰金刑は、有罪判決を受けた者に金銭的制裁を加えることによって構成される。

② 罰金刑は、法律が他に定める場合を除き、日数罰金制度によって科される。

③ その最低期間は10日、最大は2年である。法人に科せられる罰金刑は、その最大期間を5年とする。

④ 1日の金額は最低2ユーロ、最大400ユーロとする。ただし、法人に科せられる罰金刑の場合は、最低30ユーロ、最大5000ユーロとする。算定にあたり、月または年によって期間が定められているときは、月は30日、年は360日とする。

⑤ 裁判官または裁判所は、それぞれの犯罪について定められた限度内において、この編の第2章の規則に従い、刑の期間を理由をもって定める。同様に、判決において、その資産、収入、債務、扶養家族、その他被告人の個人的事情にあらわれた被告人の経済状況をもっぱら考慮し、金額を定める。

⑥ 裁判所は、正当な理由に基づいて、判決の確定から2年を超えない範囲内において、一括または一定回数の分割払いによる罰金支払いを認めることができる。この場合、2度の不納付により、残りの支払い分も履

行期を迎える。

第51条 判決後に受刑者の経済状況が変化したとき、裁判官または裁判所は、当該状況のしかるべき調査の後、例外的に期間あたりの金額および支払い期限のどちらも変更することができる。

第52条① 前数条の規定にかかわらず、法律がそのように定めているときは、罰金は発生した損害、犯罪の客体の価値または犯罪によりもたらされる利益に比例した罰金とする。

② これらの場合において、裁判官および裁判所は、各犯罪につき定められた限度内において、それぞれの事案におけるその金額を決めるため、所為の減軽事由および加重事由だけでなく、原則として行為者の経済状況を考慮して罰金を科す。

③ 判決後に受刑者の経済状況が悪化したとき、当該状況のしかるべき調査の後、例外的に当該罪について法律の定める限度内において罰金額の減額を認め、または一定回数の分割払いを認めることができる。

④ この法律が、法人に対する罰金として、得た利益または与えた利益もしくは発生した損害または客体の価値あるいは不正に得た金額または不法に入手した物に比例する罰金を予定している場合において、それらに基づいて額を算出することができないとき、裁判官または裁判所は、それらの計算手続きが不可能であることを理由として、予定されている罰金を以下の罰金によって代替する。

- a) 自然人によって犯されたならば5年を超える禁錮刑が定められている罪については、2年から5年の罰金
- b) 自然人によって犯されたならば2年を超える禁錮刑が定められており、a文に該当しないときは、1年から3年の罰金
- c) その他の場合は、6月以上2年以下の罰金

第53条① 有罪判決を受けた者が、任意であれ強制あれ、科せられた罰金刑を満足させないとき、行為者は不履行の日数2日ごとに対して1日の自由剥奪による補完的な人的責任を負わされる。軽罪の場合については、執行は滞在地特定によることができる。この場合において、第37条第1

項に定めた期間の制限は適用しない。

裁判官または裁判所は、事前に受刑者の同意を得て、この補完的な責任を社会奉仕労働により執行することもできる。このとき、自由剥奪の各1日が1労働日に相当する。

- ② 比例罰金の場合においては、裁判官または裁判所は、慎重な裁量によって、実行される補完的な責任を設定する。それは、いかなる場合でも、1年の期間を超えることはできない。裁判官または裁判所は、あらかじめ受刑者の同意を得て、社会奉仕労働の履行を定めることもできる。
- ③ この補完的な責任は、5年を超える自由刑の有罪判決を受けた者に科すことはできない。
- ④ 補完的な責任の履行は、受刑者の経済状況が改善したとしても、罰金の支払い義務を消滅させる。
- ⑤ 法人に科せられる罰金の支払いは、その金額が当該法人の存続または法人における雇用の維持を危うくし、もしくは一般的利益から判断してそうすべきであるとき、5年までの期間、分割することができる。判決を受けた法人が、任意であれ強制であれ、科せられた罰金刑を指定された期間までに満足させないとき、その完納があるまで、裁判所はその監査を定めることができる。

第5節 付加刑

第54条 資格喪失刑は、それを主として科すのではなく、他の刑に併科すると法律が定めている場合は付加刑である。

第55条 10年以上の禁錮刑は、その受刑の期間中は絶対的資格喪失を併科する。ただし、その罪につき絶対的資格喪失があらかじめ主刑として定められている場合はこの限りでない。裁判官は、これに加えて、親権、後見、保佐、補助または里親の行使の特別資格喪失あるいは親権剥奪を、これら諸権利が犯された罪と直接の関連を有するときは、科すことができる。その関連性は、判決において明文で特定されなければならない。

第56条① 10年に満たない禁錮については、裁判官または裁判所は、犯罪

の重さを考慮して、付加刑として、以下のひとつまたは複数を科す。

- 1 公務または公職の停止
- 2 受刑の期間中、被選挙権の特別資格喪失
- 3 犯された罪が次の権利と直接かかわっているとき、公務または公職、職業、商業、産業、親権、後見、保佐、補助または里親あるいはその他の権利の行使の特別資格喪失、親権剥奪。当該関連性は、判決において明文で特定されなければならない。ただし、この法律の第579条の定めるところの適用を妨げない。

② 本条に定めるところは、これらの刑を科すことについて定めるこの法律の他の規定の適用を妨げない。

第57条① 裁判官または裁判所は、殺人の罪、墮胎の罪、傷害の罪、自由に対する罪、拷問の罪および精神的完全性に対する罪、人身売買の罪、性的自由および性的不可侵性に対する罪、プライバシーに対する罪、肖像権に対する罪、住居の不可侵性に対する罪、名誉に対する罪、財産に対する罪および社会経済秩序に対する罪において、所為の重大性または行為者が徴表した危険を考慮して、判決において、第48条に定める禁止事項のひとつまたは複数を科すことを決定できる。その期間は、重罪については10年を超えない範囲で、軽重罪については5年を超えない範囲とする。

前段の定めるところにかかわらず、禁錮刑の有罪判決を受けた者について、裁判官または裁判所が上記禁止事項のひとつまたは複数の併科を定めるとき、その期間は重罪については判決において科された禁錮刑の期間より1年から10年長い期間とし、軽重罪については1年から5年長い期間とする。このとき、禁錮刑と前掲禁止事項とは受刑者によって同時に履行されることを要する。

② 本条第1項前段に定める罪が、配偶者または配偶者であった者に対する、もしくは同居の有無にかかわらず、これと類似の愛情関係によって有罪判決を受けた者と結ばれているまたは結ばれていた者に対する、または血族関係、養子関係、婚姻関係により自己、配偶者または同居人の

卑属、尊属、または兄弟姉妹に関する、もしくは有罪判決を受けた者と同居するまたは配偶者もしくは同居人の事実上の親権、後見、保佐、補助に服している未成年または特別な保護を必要とする障害者に対する、または家族共同生活の核心部分と結びついたあらゆる関係によって家庭内にいる者に関する、ならびにその特別な脆弱さから公的施設または私的施設においてその監護または保護に服している者に対するものである場合、いずれの場合においても、第48条第2項に定める刑の適用は重罪については10年を超えない範囲で、軽罪については5年を超えない範囲で決定される。ただし、前項後段の定めるところを妨げない。

- ③ 軽罪とされる本条第1項前段に定められる罪を犯した場合についても、6月を超えない範囲で、第48条に定める禁止事項を科することができる。

第6節 一般規定

第58条① 未決拘禁期間は、裁判官または裁判所によって、その拘禁を決定した事件に基づく刑の履行期間にすべて算入される。ただし、それが別の事件によって受刑者に科される自由刑にすでに算入されたもの、または算入されるものであるときはこの限りでない。いかなる場合も、ひとつの同一の未決拘禁期間は、複数の事件において、算入することができない。

- ② 未決拘禁を決定した事件と異なる事件への算入は、職権または受刑者の申し出により、あらかじめそれが他の事件において算入されていないことを確認し、受刑者が収容されている刑事施設の管轄に属する矯正監督裁判官が、あらかじめ検察庁の意見を聞いて定める。
- ③ 他の事件による未決拘禁期間は、その予防処分が算入する刑の原因となった犯罪行為の後に行われたものであるときのみ算入される。
- ④ 前各項の規定は、予防的に行われた権利の剥奪についても適用される。

第59条 処された予防措置と科された刑罰の性質が異なるときは、裁判所または裁判官は、清算されたとみなされる範囲において科された刑は執行されたものとする旨命じる。

第60条① 確定判決宣告の後に、受刑者に刑罰の意味を理解することを不可能ならしめるほどの重い精神障害の継続的状況が明らかになったとき、矯正観察裁判官は、適切な医療的支援を受けられることを保障して、受刑者に科されていた自由刑を停止し、この法律に定める自由剥奪の保安処分に付すことを命じる。この処分は、いかなる場合であっても、代替される刑よりも重くすることはできない。性質の異なる刑については、矯正監督裁判官は、受刑者の状況が刑罰の意味を理解できるか否かを評価し、場合によっては、必要であると思われる保安処分に付し、刑の執行を停止する。

監督裁判官は、科された刑罰または処された保安処分が速からず消滅することにつき、この法律の追加規定第1条のため、遅滞なく検察庁に報告する。

② 受刑者の精神的健康が回復したとき、刑が時効を迎えていないならば、その判決を履行する。ただし、裁判官または裁判所は、受刑者が刑を履行する措置が結果的に不要または逆効果である限りにおいて、公平性の観点から、その刑を消滅させ、またはその期間を短縮することができる。

第2章 刑の適用

第1節 刑の適用に関する一般規定

第61条 法律の定める刑は、既遂正犯に科せられるものである。

第62条 未遂正犯には、適切であると評価される範囲において、その未遂に内在する危険と実行された行為の程度を考慮して、既遂犯の刑として法律に定めているものより1段階または2段階軽い刑を科す。

第63条 既遂犯または未遂犯の従犯には、その犯罪の正犯に対して法律が定める刑から1段階減輕した刑を科す。

第64条 前各項の規定は、未遂犯および従犯の場合について、法律によって特別に罰せられることが規定されているときは適用しない。

第65条① 属人的性質に関する事情によって構成される加重情状または減輕情状は、それに該当する者の罪責のみを加重または減輕する。

- ② 実行において所為の実体を構成する、または所為実行のための手段として利用される加重情状または減輕情状は、犯罪行為または犯罪に加功した時点でそれを知っていた者の罪責のみを加重または減輕する。
- ③ 教唆者および必要的な共犯に正犯責任を基礎づける条件、資格または人的関係が欠けるときは、裁判官または裁判所はその犯行について法律の定める刑を1段階減輕して科することができる。

第66条① 刑罰の適用において、故意犯の場合、裁判官または裁判所は、減輕事由または加重事由の存否に応じて、以下の規則に従う。

- 1 1個の減輕事由のみがあるとき、その罪に設定されている刑の下半分の刑を適用する。
- 2 2個またはそれ以上の減輕事由が競合し、もしくは1個以上の非常に顕著な減輕事由が存在し、かつ加重事由と競合しないとき、当該減輕事由の数と質に応じて、法律に定める刑を1段階または2段階減輕して適用する。
- 3 1個の加重事由のみが存在し、または2個の加重事由が存在する場合、その罪に設定されている刑の上半分を適用する。
- 4 2個を超える加重事由が競合し、かつ減輕事由がないとき、法律に定める刑を1段階加重した刑をその下半分において適用することができる。
- 5 この法律の同一の章に定める同一の性質を有する少なくとも3個の罪につき確定判決を受けた者であることによる累犯の加重情状があるとき、前刑ならびに新たに犯した罪の重大性を考慮して、その罪に定める刑を1段階加重した刑を適用することができる。
このとき、抹消された前科または抹消されるべき前科については考慮しない。
- 6 減輕情状も加重情状もないときは、行為者の個人的事情および所為の軽重を考慮に入れ、適切であると思われる範囲において、法律がその犯罪について定める刑を適用する。
- 7 減輕事由と加重事由が競合するとき、刑を決定するため、それらを

合理的に評価し、それらを差し引き清算する。減輕事由が評価基底として維持される場合は、1段階減輕した刑を適用する。加重事由が評価基底として維持される場合は、上半分の刑を適用する。

8 裁判官または裁判所が2段階以上の減輕を適用するときは、そのすべてについて適用することができる。

② 軽罪および過失犯に対しては、裁判官または裁判所は、前項の規定にかかわらず、慎重な裁量により刑を適用する。

第66条の2 法人に対して科す刑の適用においては、第66条第1項第1号ないし第4号および第6号ないし第8号の定めるところ、ならびに以下の規定による。

1 第2巻の諸規定に定める場合については、第33条第7項b文ないしg文に定める刑罰および範囲を定めるために、次のことを考慮しなければならない。

- a) 犯罪行為の継続を防止する必要性またはその効果
- b) 経済的影響、社会的影響、特に従業員に与える影響
- c) 管理義務違反を行った自然人または機関のその法人構造における地位

2 第33条第7項c文ないしg文に定める刑を有期で科すときは、その罪を自然人が犯した場合について定められている自由刑の最大期間を超えて科すことができない。

c文ないしg文に定める制裁を2年の期間を超えて科すためには、以下の2つの事由のうちいずれかがなくてはならない。

- a) その法人が累犯である。
- b) その法人が罪を犯すための機関として使われた。その法人の合法的な活動がその違法活動よりも重要でないとき、この後者の条件にあてはまるものとする。

法人の責任が、第31条第1項b文に定めるものである場合において、監督、監視、および重要でない性質の管理の不履行に起因するときは、その刑はいずれにしても、2年を最大期間とする。

第33条第7項のb文およびe文に定める制裁を無期に科すため、ならびにe文およびf文に定める制裁を5年の期間を超えて科すためには、以下の2つの事由のうちいずれかがなくてはならない。

- a) 第66条第1項第5号に定める所為に関する。
- b) 法人が刑事違法行為を行うための機関として使われた。その法人の合法的な活動がその違法活動よりも重要でないとき、この後者の条件にあてはまるものとする。

第67条 前項の諸規定は、法律が犯罪行為を規定し制裁するに当たってすでに考慮した加重事由または減輕事由、もしくは罪を犯すに必要不可欠である本質的要素には適用しない。

第68条 第21条第1号に定められた事由があるとき、裁判官または裁判所は、欠ける要素または存在する要件の量と質および行為者の人的状況を考慮して、法律の定めるところより1段階または2段階減輕した刑を科す。ただし、この法律の第66条の適用を妨げない。

第69条 18歳以上21歳未満で罪となる所為を犯した者には、未成年の刑事責任に関する法律の諸規定を、その法律の定める要件により適用することができる。

第70条① 各犯罪について法律が定めるよりも段階によって加重および減輕される刑は、以下の規則の適用の結果生じる範囲とする。

- 1 段階による加重刑は、その罪について法律の定めた刑の長期に、その半分を加えたものがその上限となる。段階による加重刑の下限は、その罪について法律の定めた長期に、科せられる刑の性質に応じて、1日または1罰金日を加えたものとなる。
- 2 段階による減輕刑は、その罪について定めた刑の短期からその半分を差し引いたものが下限となる。段階による減輕刑の上限は、その罪について定められた短期から、科せられる刑罰の性質に応じて、1日または1罰金日を引いたものとなる。

② このとき、上半分または下半分もしくは段階による減輕刑または加重刑を具体化するために、1日または1罰金日は分割できないものとし、

事案に応じて、加重または減軽の一刑罰単位を形成する。

- ③ 本条第1項第1号の規定を適用するにあたり、段階による加重刑がこの法律が定めるそれぞれの刑の限界を超えるときは、次のものを直接加重刑とみなす。

- 1 選択刑が禁錮であったときは、その長期を30年とする条項のその刑
- 2 絶対的ないし特別資格喪失であったときは、その長期を30年とする条項のその刑
- 3 公務または公職の停止であったときは、その長期を8年とする条項のその刑
- 4 自動車および原動機付自転車の運転権利剥奪については、その長期を15年とする条項のその刑
- 5 武器の所持および携帯の権利剥奪については、その長期を20年とする条項のその刑
- 6 特定の場所に居住しまたはそこを訪れる権利の剥奪の剥奪については、その長期を20年とする条項のその刑
- 7 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への接近禁止については、その長期を20年とする条項のその刑
- 8 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物への連絡禁止については、その長期を20年とする条項のその刑
- 9 罰金については、その長期を30月とする条項のその刑

- ④ 終身刑を1段階減軽した刑は、20年以上30年以下の禁錮である。

第71条① 段階による減軽刑の決定については、裁判官または裁判所は、各刑種につき法律で定められている短期に制限されることなく、対応する規則の適用の帰結として減軽することができる。

- ② ただし、前規定の適用により禁錮の減軽刑が3月を下回るとき、法律がその罪に対してその刑を予定していなくても、すべての場合において、罰金、社会奉仕労働、または滞在地特定により代替する。禁錮の各1日が、罰金の2日または労働の1労働日、もしくは滞在地特定の1日に換算される。

第72条 裁判官または裁判所は、刑を適用するに当たり、この章の定める諸規範に従って、科される刑の具体的な程度および範囲を判決で理由をもって述べる。

第2節 刑の適用に関する特別規定

第73条 2つ以上の犯罪または違警罪の行為者には、その性質および効果により可能であれば、それぞれの犯罪行為に対応する刑をすべて同時に科す。

第74条① 前条の規定にかかわらず、事前の計画によりまたは同一機会を利用した実行により、ひとり以上の者を攻撃し、単一のまたは同等もしくは類似の性質を有する複数の刑罰法規を侵害する複数の行為または不作為を実行した者は、連続犯の行為者として、最も重い罪について定めた刑のその上半分により処断する。この刑は、段階による加重刑の下半分まで加重しうる。

② 財産に対する罪については、生じた総損害額を考慮して刑を科す。これらの罪において、所為に明白な重大性があり、多くの人々を害したときには、裁判官または裁判所は、理由をもって、1段階または2段階の加重刑を、適当であると思われる範囲で科すことができる。

③ 前2項の規定は、著しく個人的な法益に対する攻撃には適用しない。ただし、被害者に影響を及ぼす名誉および性的自由または性的不可侵性に対する罪を構成するときはこの限りでない。これらの場合には、連続犯を適用するか否かについては、所為の性質および侵害された法規の性質を考慮に入れる。

第75条 それぞれの罪に対応する刑罰の全部または一部が、有罪判決を受けた者により同時に履行されることができないときは、可能な限りその重さの順に従って継続して履行する。

第76条① 前条の規定にかかわらず、行為者の刑罰の実質的な履行の上限は生じた刑罰のうち最も重い刑の3倍を超えることができない。すでに科された刑が当該上限を満たすとその余の刑は消滅が宣言される。その

上限は20年を超えることができない。ただし、例外的な上限は以下の通りである。

- a) 行為者が2個以上の罪で有罪判決を受け、そのうちの1個が法律によって20年までの禁錮に処せられるとき、25年
- b) 行為者が2個以上の罪で有罪判決を受け、そのうちの1個が法律によって20年を超える禁錮に処せられるとき、30年
- c) 行為者が2個以上の罪で有罪判決を受け、少なくともそのうちの2個が法律によって20年を超える禁錮に処せられるとき、40年
- d) 行為者が2個以上のこの法律の第2巻第22編第7章に定めるテロリスト組織およびテログループに関する犯罪およびテロリズム犯罪で有罪判決を受け、そのうちの1個が法律によって20年を超える禁錮に処せられるとき、40年
- e) 行為者が2個以上の罪で有罪判決を受け、少なくともそのうちの1個が法律によって見直し可能な終身刑に処せられるとき、第92条および第78条の2の定めるところによる。

- ② 複数の刑が別の裁判によって科せられたものであっても、それらの裁判が、弁論の併合の対象となるもののうち、最も早く開かれた審判の行われた日より前に犯された所為にかかるものであるとき、この制限を適用する。

第77条① 前2条の規定は、1個の行為が2個以上の罪を構成し、またはそのうち1つの罪が他の罪を犯すために必要な手段であるときは適用しない。

- ② 前者の場合、最も重い犯罪行為について定めた刑の上半分を適用する。ただし、それぞれの犯罪行為が別々に罰せられたときに適用される刑罰の合計を超えることはできない。そのように計算された刑罰がこの制限を超えるとき、犯罪行為は別々に罰せられる。
- ③ 後者の場合、具体的事案において最も重い犯罪行為に対応する刑を超える刑を科す。この刑は罪のひとつひとつに対して個別に科刑したときの具体的刑罰の合計を超えることはできない。この制限の範囲内で、裁

判官または裁判所は、第66条に明文で定める基準に従って刑を量定する。いずれにせよ、科される刑は前条が定める期間の限界を超えることができない。

第78条① 第76条第1項に定める制限の結果、履行すべき刑が科された刑の合計の半分を下回るとき、判決裁判官または判決裁判所は、矯正上の恩典、外出許可、第3級への処遇上の分類および仮釈放のための期間の計算を、判決において科された諸刑の合計に関連づけて行うことを決定できる。

② これらの場合において、監督裁判官は、社会復帰への際立った好ましい予測が立った後、場合によっては、受刑者の個人的な状況および再教育措置の進捗を評価して、検察庁、矯正施設およびその他当事者の意見を聞き、服役の一般的制度の適用を理由を付して認めることができる。

この法律の第2巻第22編第7章に定めるテロリスト組織およびテログループに関する犯罪およびテロリズム犯罪に関するとき、または犯罪組織内部で行われたものであるときは、科せられた刑の合計に留意して、前段の選択は以下の場合のみ適用しうる。

- a) 履行する残余の刑が判決による刑の満期の5分の1となったとき、第3級への処遇上の分類
- b) 履行する残余の刑が判決による刑の満期の8分の1となったとき、仮釈放

第78条の2① 行為者が2個以上の罪で有罪判決を受け、少なくともそのうちの1個が法律により見直し可能な終身刑で処罰されるとき、処遇上の第3級への分類は以下の履行を終えていることが必要となる。

- a) 受刑者が複数の罪を犯し、そのうちの1個によって見直し可能な終身刑を受け、その他の刑が合計して5年を超えているとき、最低18年の禁錮
- b) 受刑者が複数の罪を犯し、そのうちの1個によって見直し可能な終身刑を受け、その他の刑が合計して15年を超えているとき、最低20年の禁錮

c) 受刑者が複数の罪を犯し、そのうちの2個以上の罪によって見直し可能な終身刑を受け、またはそのうちの1個によって見直し可能な終身刑を受け、その他の刑が合計25年を超えているとき、最低22年

② これらの場合、残余の刑の執行の停止には受刑者がすでに以下の期間を終えていることが必要となる。

a) 前項 a 文および b 文に定められている場合、最低25年の禁錮

b) 前項 c 文に定められている場合、最低30年の禁錮

③ この法律の第2巻第22編第7章に定めるテロリスト組織およびテログループに関する犯罪およびテロリズム犯罪に関するとき、または犯罪組織内部で行われたものであるときは、処遇分類上の第3級への分類のための最低履行期間は、第1項 a 文および b 文の場合は25年、第1項 c 文の場合は30年とする。

このとき、残余の刑の執行の停止は、第1項 a 文および b 文の場合は、受刑者が28年の禁錮の執行を終えていること、第1項 b 文(*)の場合には35年の禁錮を終えていることが必要である。

(*) c 文を指示しているものと解釈する

第79条 裁判官または裁判所が他の付加刑を併科する場合は、これも被告人に対して明文で判決する。

第3章 自由刑執行の代替形式と仮釈放

第1節 自由刑の執行猶予

第80条① 裁判官または裁判所は、刑の執行が、受刑者が将来新たな罪を犯すことを防止するために必要でないと合理的に期待するときは、理由を付した裁判により、2年を超えない自由刑の執行を猶予することができる。

この裁判のために、裁判官または裁判所は、犯された罪の状況、受刑者の個人的事情、前科、事件後の行動、とりわけ、生じた害の回復への努力、家庭および社会状況ならびにその執行停止および科された処分の

履行に期待される効果を評価する。

② 刑の執行猶予を与えるための要件は以下の通りである。

- 1 有罪判決を受けた者が初犯であること。ここでは、過失犯または軽罪による前科，取りすでに抹消された前科，または第136条により抹消されるべき前科については考慮しない。同様に，その性質または状況から，将来の犯罪可能性の評価にとって重要性を欠く罪による前科も考慮しない。
- 2 その刑または科された刑の合計が2年を超えないこと。ただし，罰金不納付に起因する刑を計算に入れない。
- 3 犯罪に起因する民事責任が履行済であること，および第127条の規定により決定された没収が実行済であること

この要件は，受刑者が，その経済的能力にしたがって民事責任を履行することおよび決定された没収を行うことを約し，その約束が裁判官または裁判所が決定した適切な期間内に実行されることが期待できるとき，充足されているものとする。裁判官または裁判所は，民事責任の重大性と犯罪の社会的な影響を考慮し，その実行を保障するのに適切であると思われる担保を求めることができる。

③ 例外的に，前項第1号および第2号の条件を満たさないとしても，常習犯でないとき，被告人の個人的事情，所為の性質，その行動，特に発生した損害回復への努力がそれに適切であるならば，禁錮刑の執行の猶予を認めることができる。

これらの場合，猶予には，損害の実効的な回復または発生した損害の賠償が，その物理的および経済的な可能性に応じて常に条件づけられ，または第84条第1号の定める措置である同意事項の履行が条件づけられる。同様に，同条第2号または第3号に定める措置のひとつに付される。この措置は，科せられる刑の5分の1に同各号に定められている基準を適用した結果を下回ることができない。

④ 裁判官および裁判所は，受刑者が不治の重篤な疾病に苦しんでいるときは，どの要件に従うこともなく，あらゆる科刑を猶予することができる。

る。ただし、犯行の時点ですでに同じ理由により別の刑を猶予されている場合はこの限りでない。

- ⑤ 本条第2項に定める第1号および第2号の条件がなくても、裁判官または裁判所は、第20条第2号に定める物質への依存が原因で罪となる所為を犯した受刑者については、その猶予決定時点において、資格あるまたは適切な公的または私的な施設によって、有罪判決を受けた者が薬物を離脱し、またはそのための治療を受けていることが十分に証明されるならば、5年を超えない範囲で、自由刑の執行を猶予することができる。

裁判官または裁判所は、前記要件の充足確認のために必要な検査の実施を命じることができる。

有罪判決を受けた者が、離脱のための治療を受けている場合において、刑の執行の猶予に対して、治療の達成まで治療を放棄しない旨の条件を付す。治療中における依存習慣の再発は、それが離脱治療の最終的な放棄を意味するのではないとき、放棄であるとはしない。

- ⑥ 被害者の告発または告訴によってのみ起訴できる罪については、裁判官および裁判所は、刑の執行の猶予の利益を衡量するにあたり、被害者および場合によってはその代理人の意見を聞く。

第81条 猶予期間は、2年を超えない自由刑については2年以上5年以下、軽刑については3月以上1年以下とし、裁判所または裁判官は、第80条第1項後段の定める基準を考慮して定める。

前条第5項の定めるところにより猶予が決定された場合、猶予期間は3年以上5年以下とする。

第82条① 裁判官または裁判所は、刑の執行猶予について、それが可能である限り、判決において裁判する。それ以外の場合には、ひとたび判決の確定が宣言されたら、ただちに、当事者の意見を聴取した後、執行猶予に付すか否かを言い渡す。

- ② 猶予期間は、それを決定した裁判の日から数える。猶予が判決に定められたときは、その猶予期間はその判決の確定した日から数える。

受刑者が不出頭の状態にあった日々は、猶予期間として数えない。

第83条① 裁判官または裁判所は、執行猶予について、新たな罪を犯す危険を回避するために必要であるときは、以下の禁止事項および遵守事項を条件として付することができる。ただし、過剰かつ不相応な遵守事項や義務を課すことはできない。

- 1 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人物、その住居、その職場、その他その者たちが習慣的に頻繁に利用する場所への接近禁止、またはそれらの者へのあらゆる手段による連絡禁止。この禁止は、常に、この決定に関係のある者に通知する。
- 2 特定の人物または特定のグループのメンバーが新たな罪を犯す機会を提供し、もしくはそのようにそそのかすと根拠をもって推定される兆候があるとき、それらの者との接触禁止
- 3 裁判官または裁判所の許可を得ずに退去または留守にすることを禁止することによる、定められた場所を居住地とすることの維持
- 4 新たな罪を犯す機会または動機となるとき、その場所に居住しまたは接近することの禁止
- 5 定期的に特定の裁判官または裁判所、警察署もしくは行政機関にその活動を報告しその確認を得るための本人の出頭
- 6 啓発プログラム、労働プログラム、文化プログラム、交通教育プログラム、性教育プログラム、環境保護プログラム、動物保護プログラム、取り扱いの平等および差別撤廃プログラムおよびその他の類似プログラムへの参加
- 7 アルコール、有害薬物、麻薬の離脱プログラムまたはその他の依存行動の治療プログラムへの参加
- 8 行為者が道路交通に対する罪で有罪判決を受けかつ新たな罪を犯す可能性を避けるために必要な措置であるとき、運転者の身体的コンディションをあらかじめ確認することをエンジン点火または始動の条件づけとする技術的デバイスの設置されていない自動車運転の禁止
- 9 裁判官または裁判所が受刑者の社会復帰に適切であると思料し、あ

らかじめ受刑者の同意を得た、人としての尊厳を傷つけないその他の義務の履行

- ② 配偶者または配偶者であった者、もしくは、同居の有無にかかわらず、同様の愛情関係によって結ばれているまたは結ばれていた者による女性に対する罪については、常に、前項第1号、第4号および第6号に指示される禁止および義務を課す。
- ③ 本条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に定める禁止事項または義務のいずれかを課したことは、その履行を監視すべき国家の治安機関に通知する。ありうる違反または受刑者の危険性および将来において新たな罪が行われる可能性を評価するために重要な状況は、ただちに、検察庁および執行裁判官または執行裁判所に通知する。
- ④ 本条第1項第6号、第7号および第8号にかかる義務の履行の監督は、矯正行政機関の刑罰および代替処分を管理する部署が対応する。この部署は、執行裁判官または執行裁判所に、第6号および第8号の規則の場合は最低3月毎、第7号の規則の場合は半年毎、すべての場合についてその終了時に連絡する。

同様に、受刑者の危険性および将来における新たな罪を犯す可能性を評価するために重要なあらゆる状況、ならびに課された義務の不履行または実行的な履行をただちに報告する。

第84条① 裁判官または裁判所は、刑の執行猶予について、次に定める給付または措置のひとつまたはいくつかの履行を条件づけることができる。

- 1 調停において当事者が達した合意の履行
- 2 裁判官または裁判所が事案の状況を考慮してその範囲を決める罰金の支払い。その範囲は、禁錮の期間の3分の2を上限とし、その禁錮の各1日を2罰金日に換算した期間を超えてはならない。
- 3 所為および行為者の状況の観点から象徴的な回復の形式として特に適切であるとき、社会奉仕労働。この労働の給付期間は、裁判官または裁判所によって、事案の状況に徴して決定される。その期間は、禁錮の期間の3分の2を上限とし、その禁錮の各1日を1労働日と数え

て導き出された期間を超えてはならない。

- ② 配偶者または配偶者であった者による、もしくは、同居の有無にかかわらず、これと類似の愛情関係によって結ばれているまたは結ばれていた者による女性に対する罪であるとき、または血族関係、養子関係、婚姻関係により自己、配偶者または同居人の卑属、尊属、または兄弟姉妹に対する、もしくはその者と同居するまたは配偶者もしくは同居人の事実上の親権、後見、保佐、補助に服する未成年または特別な保護を必要とする障害者に対する罪であるとき、前項第2号の措置にかかる罰金の支払い、それらの者の間に配偶者関係、同居または交際関係もしくは共通の卑属が存在することによる経済関係が存在しないことが認められる場合にのみ科すことができる。

第85条 刑の執行猶予期間中、評価された事情のありうる変更を徴して、裁判官または裁判所は、第83条および第84条に従ってあらかじめ採用した決定を修正することができる。また、決定された禁止、義務または給付の全部または一部の解除、修正、もしくはより重大性の小さい他のものに代替することを定めることができる。

第86条① 裁判官または裁判所は、次の場合に執行猶予を取り消し、刑の執行を命じる。

- a) 受刑者が、執行猶予期間中に犯した罪によって有罪判決を受け、採用された執行猶予の基礎をなす期待がすでに維持できないことが明白となった。
- b) 受刑者が、第83条の規定によって課された禁止および義務を重大な態様でまたは繰り返し破った、または矯正行政機関の刑罰および代替措置管理部署の監督に反した。
- c) 受刑者が、第84条の規定によって課された執行猶予のための諸条件を重大な態様でまたは繰り返し破った。
- d) 受刑者が、没収が決定された財物または対象の所在について、不正確なまたは不十分な情報を提供した。受刑者が課せられた民事責任の支払いの約束を履行しない。ただし、受刑者に経済的能力

が欠けているときはこの限りでない。または、民事訴訟法第589条によって課される義務を履行せず、自身の財産について不正確または不十分な情報を提供した。

② 禁止、義務または条件の不履行が重大ではなく、または繰り返されていないとき、裁判官または裁判所は以下のことを行う。

a) 受刑者に新たな禁止、義務または条件を課し、もしくはすでに課されているものを変更する。

b) 執行猶予期間を延長する。ただし、いかなる場合でも当初課された期間の半分を超えることはできない。

③ 執行猶予の取り消しの場合、受刑者が第84条第1項の規定により犯罪によって生じた損害の回復のために支払った出費は返還しない。しかし、裁判官または裁判所は、第2号または第3号の措置によって実現または履行した支払いおよび労働の給付は、刑に算入する。

④ 前掲のすべての場合において、裁判官または裁判所は、検察庁およびその他の当事者の意見を聞いた後に裁判する。しかし、再犯の危険、受刑者の逃走の危険を避け、または被害者保護を万全にするために不可欠である場合には、刑の執行猶予を取り消し、直ちに受刑者を刑務所に収容することを命じることができる。

裁判官または裁判所は、必要であるときは検証の手続きの開始を定めることができ、裁判のために必要であると思料するときは、審理の開催を決めることができる。

第87条① 受刑者が、採用された執行猶予の決定の基礎をなす期待がもはや維持不可能であると明白にするような罪を犯すことなく、定められた猶予の期間を経過し、かつ裁判官または裁判所によって定められた行動の規則を十分に履行したとき、刑の免除が決定される。

② ただし、第80条第5項によって執行が猶予された刑の免除のためには、受刑者が薬物から離脱したこと、または受刑者が治療を継続することの証明がなくてはならない。それがない場合、裁判官または裁判所は、刑の執行を命じる。ただし、対応する報告を聞き、治療の継続が必要であ

ると思料するときはこの限りでない。このとき、根拠をもって、2年を超えない範囲で執行猶予の期間を延長することができる。

第2節 自由刑の代替刑

第88条 (削除)

第89条① 外国人に対して科せられた1年を超える禁錮刑は、スペイン領土からの追放によって代替する。例外的に、法秩序の防衛を確かなものとするため、かつ罪によって侵害された規範の妥当性への信頼を回復するため、裁判官または裁判所はその3分の2を超えない範囲で刑の一部執行を命じ、残りを受刑者のスペイン領土からの追放で代替することを定めることができる。いずれにせよ、有罪判決を受けた者が処遇第3級に達したとき、または仮釈放が認められたときは、受刑者のスペイン領土からの追放をもって残余の刑を代替する。

② 5年を超えるひとつの禁錮刑が科されるとき、またはその期間を超える複数の刑が科されるとき、裁判官または裁判所は、法秩序の防衛を確かなものとするため、かつ罪によって侵害された規範の妥当性への信頼を回復するために必要である限りにおいて、その刑の全部または一部を執行する。これらの場合において、受刑者が定められた刑の一部を履行し、または第3級に達し、あるいは仮釈放が認められたとき、残余の刑の執行は受刑者のスペイン領土からの追放によって代替される。

③ 裁判官または裁判所は、それが可能である場合は、刑の執行の代替について判決で裁判する。その他の場合においては、ひとたびその判決が確定を宣言されたら、ただちに、あらかじめ検察庁および他の当事者の意見を聴取して、刑の執行の代替を認めるか否かを宣告する。

④ 所為の状況および行為者の個人的状況、とりわけ行為者のスペインへの定着度に徴して、追放が結果として不相応であるときは、代替しない。

欧州連合市民の追放は、犯された罪の性質、状況および重大性、前科および個人的状況を考慮して、その欧州連合市民が公共の秩序または公共の安全に対して重大な脅威を徴表しているときのみ行う。

スペインにすでに10年の期間居住しているときは、さらに以下の条件がある場合に追放を行う。

- a) 生命に対する罪、自由に対する罪、身体的完全性に対する罪、性的自由および性的不可侵性に対する罪を1つ以上犯して、最大5年を超える禁錮刑で有罪判決を受け、かつ同様の罪を犯す重大な危険が根拠をもって認められるとき
- b) テロリズムまたはその他犯罪グループもしくは犯罪組織内で犯す罪を1個以上犯して有罪判決を受けたとき

このとき、いずれの場合も、本条第2項の定めるところを適用する。

- ⑤ その外国人は、代替された刑の期間と受刑者の個人的な事情に徴して、追放された日から数えて5年以上10年以下の期間、スペインに戻ることができない。
- ⑥ 追放は、スペインにおける居住または労働を許可することを目的とした行政登録も失わせる。
- ⑦ その追放された外国人が法的に定められた期間を超える前にスペインに戻ってきたとき、代替されていた刑を科す。ただし、例外的に、裁判官または裁判所は、追放から経過した期間およびその不履行の原因となった事情を考慮して、法秩序の防衛を確かにするためおよび犯罪によって侵害された法規範への信頼を回復されるためにその履行が不要であるならば、その期間を減輕する。

ただし、国境においてそれが見破られたときは、政府機関によって直接追放される。そのとき、入国禁止の期間をその全体について再び数え直す。

- ⑧ 本条に定められているいずれかの追放が決定されたが、その外国人が見つからないとき、または科せられた刑罰の執行によって事実上自由を剥奪されていないとき、裁判官または裁判所は、追放を確実にを行うために、強制的追放に関する法律に定められている条件により、またその法律の定める限度と保障によって、外国人収容センターに収容することを決めることができる。

いずれにせよ、追放により自由刑を代替する決定があったとき、それが実行することができなかつたならば、本来的に科せられる刑の執行、または未執行判決期間の執行、もしくは場合によってはその刑の執行猶予を行う。

- ⑨ 第177条の2、第312条、第313条および第318条の2に定める罪を犯したことにより科された罪は、代替されない。

第3節 仮釈放

第90条① 矯正監督裁判官は、以下の条件を満たすとき、禁錮刑の執行の停止を決定し、受刑者に仮釈放を認める。

- a) 処遇上第3級に分類されている。
- b) 科された刑の4分の3を経過した。
- c) 行動が良好であることが観察できる。

この残刑の執行を停止し、仮釈放を裁判するために、矯正監督裁判官は、受刑者の人間性、前科、犯された罪の状況、その罪が再び犯されたときに影響を受ける法益の重大性、受刑期間中の受刑者の行動、家庭および社会の状況、および刑を停止することに期待される効果と、課される処分の履行に期待される効果とを評価する。

1979年9月26日組織法1号一般矯正施設法第72条第5条および第6条に定める基準に基づいて犯罪から生じる民事責任を履行していなかったときは、停止を許可しない。

② 以下の条件を満たすときも、受刑者の残刑の執行停止を決定し、仮釈放を認めることができる。

- a) 受刑の3分の2を経過した。
- b) その刑の履行中の労働、文化、職業の活動が、継続的に、または以前の犯罪行動に関連する個人的状況に顕著かつ好ましい変化をもたらす成果が得られるほどに進展した。
- c) 前条にいう要件の充足が認められる。ただし、その刑期の4分の3を経過したという条件は除く。

刑事施設の提案により、あらかじめ検察庁およびその他当事者に通知したうえで、矯正監督裁判官は、前項 a 文および c 文の状況を充足しているとき、ひとたび刑期の半分を経過したら、すでに実際に刑期を終えた各 1 年あたり 90 日までを限度に、前項に規定する期間に関する仮釈放の許可を早めることができる。この処分には、受刑者が本項 b 文に指示される活動を継続的に展開しており、さらに、被害者回復プログラムまたは場合によっては薬物離脱プログラムに効果的かつ積極的に参加していることの証明が求められる。

- ③ 例外的に、以下の要件を満たすとき、矯正監督裁判官は、残刑の執行を停止し、受刑者に仮釈放を認めることができる。

a) 初犯による服役であり、その期間が 3 年を超えない。

b) 刑期の半分を経過した。

c) 第 1 項にかかる要件の充足が認められる。ただし、刑期の 4 分の 3 を経過したこと、ならびに前項 b 文に規定するところを除く。

この制度は、性的自由および性的不可侵性に対する罪の受刑者には適用しない。

- ④ 矯正監督裁判官は、受刑者がその没収が決定された財物または対象の所在について、不正確または不十分な情報を提供したとき、残刑の執行の停止を拒否することができる。受刑者がその能力に応じて科せられた民事責任の支払いの約束を履行しない、または民事訴訟法第 589 条により課される義務を履行せず、自らの財産について不正確または不十分な情報を提供したときも、残刑の執行の停止を却下することができる。

受刑者が課せられた財産責任または行政機関に生じた経済的損害についての財産的責任の履行を回避したときも、この法律第 2 巻第 19 編に定める罪によって科された残刑の執行の停止を却下することができる。

- ⑤ 残刑の執行を停止し、仮釈放を認めるとき、第 83 条、第 86 条および第 87 条に定める規範が適用される。

矯正観察裁判官は、評価された状況のありうる変化にあたり、第 83 条によりすでに採用した決定を変更し、新たな禁止、義務、または給付、

すでに決定された処分の変更、またはその解除を定めることができる。

同様に、矯正監督裁判官は、執行停止の理由たる状況の変化が明らかとなり、その決定の基礎たる危険性がないという予測がすでに維持することができなくなったとき、残刑の執行停止と認められた仮釈放の付与を撤回する。

残刑の執行停止の期間は2年以上5年以下とする。いずれにせよ、執行停止期間と仮釈放期間は、履行すべき残刑部分の期間を下回ることができない。停止期間および仮釈放期間は、受刑者が釈放された日から数える。

- ⑥ 残刑の執行停止と仮釈放の撤回は、残刑の執行をもたらす。仮釈放中に経過した期間は、刑を履行した期間に算入しない。
- ⑦ 矯正監督裁判官は、受刑者の申請があったとき、職権で残刑の執行停止と仮釈放の許可について決定する。この申請が受け入れられなかったとき、裁判官または裁判所は、6月の期間を定めて、その期間は改めて申請ができないものとするができる。この期間は理由をもって1年までにすることができる。
- ⑧ 犯罪組織内部で罪を犯し、またはこの法律第2巻第22編第7章に定める罪のいずれかを犯した受刑者の場合、残刑の執行の停止と仮釈放の許可は、受刑者がテロ活動の目的と手段を放棄したことの明確な兆候を示し、およびテロ組織またはテログループ側のその他の犯罪を防ぐため、または犯罪の影響を減らすため、もしくはテロ犯罪の行為者の特定、拘束および訴訟のため、証拠を得るため、または所属もしくは協力していた組織の活動または発展を阻止するために公権力機関に積極的に協力したことが必要である。これは、犯罪活動の否定と暴力の放棄の明確な宣言、およびその罪を被害者に対して謝罪することの明確な申し出、ならびにテロ組織および違法な集団および団体の環境および活動との関係を現実に断ち、公権力機関に協力していることを認証する専門報告書によって認めることができる。

第2項および第3項は、この法律第2巻第22編第7章に定める罪およ

び犯罪組織の中で犯された罪によって受刑している者には適用しない。

第91条① 前条の定めるところにかかわらず、すでに70歳を迎えた、または刑の執行期間中に70歳を迎え、かつ前条の求める要件を、刑期の4分の3、3分の2、または場合によってはその半分を経過したという要件を除いて、充足する受刑者は、残刑の執行停止と仮釈放を得ることができる。

同一の基準は、不治の病について、矯正監督裁判官が必要であると思料する医師の調査報告を実施した後、そうであると証明されたときにも、適用する。

- ② 矯正行政機関にとって前各段に定める場合に該当することが明らかであるとき、急を要するときはただちに、仮釈放の調書を矯正監督裁判官に提出する。矯正監督裁判官は、判決のときには、行為者の個人的状況、犯行の困難性、行為者の危険性の低さのすべてを評価する。
- ③ 疾病または高齢のために被収容者の生命に対する危険が、法医学医および矯正施設の医療部門の認証によりあると認められるときは、裁判官または裁判所は、他のあらゆる要件の充足を確認することなく、受刑者の重大な危険性の欠落を評価して、残刑の執行を停止し、仮釈放を定めることができる。このとき、前項に定める評価を可能にする目的での最終的な予測報告書を刑事施設に提供することの要件以外は課せられない。

このとき、受刑者は矯正施設の医療部門、法医学医またはその他の裁判官または裁判所が決定したところに対し、疾病の進行を評価するために必要な情報を提供する義務を負う。

この義務の不履行は、執行停止と仮釈放の取り消しをもたらす。

- ④ 前条第4項、第5項および第6項に定める規定は、本条に定める場合に適用する。

第92条① 裁判所は、以下の要件が満たされるときは、見直し可能な終身刑の執行停止を認める。

- a) 受刑者が刑期の25年を履行した。ただし、第78条の2に定める場合には、その規定を妨げない。

- b) 第3級に処遇部類されている。
- c) 裁判所が、受刑者の人格、前科、犯された罪の状況、再犯が行われたならば影響を受けうる法益の重大性、受刑中の行動、家庭および社会状況、執行停止および処分を課すことによって期待できる影響に徴し、刑事施設および裁判所自身が決定したその他の特別施設による進捗報告をあらかじめ評価して、社会復帰の好ましい見通しが立つ。

受刑者が複数の罪によって受刑している場合は、c文の定める要件は、犯した罪の全体について評価される。

裁判所は、検察庁および弁護士の支援を受けた受刑者の関与する対審を開いた後、見直し可能な終身刑の停止を裁判する。

- ② テロ組織およびテログループに関する罪、およびこの法律第2巻第22編第7章のテロリズムの罪に関するものであるとき、さらに、受刑者がテロ活動の目的と手段を放棄したことの明確な兆候を示し、およびテロ組織またはテログループ側のその他の犯罪を防ぐため、または犯罪の影響を減らすため、もしくはテロ犯罪の行為者の特定、拘束および訴訟のため、証拠を得るため、または所属もしくは協力していた組織の活動または発展を阻止するために公権力機関に積極的に協力したことが必要である。これは、犯罪活動の否定と暴力の放棄の明確な宣言、およびその罪を被害者に対して謝罪することの明確な申し出、ならびにテロ組織および違法な集団および団体の環境および活動との関係を現実に断ち、公権力機関に協力していることを認証する、専門報告書によって確認される。
- ③ 執行停止の期間は5年以上10年以下である。この停止期間および仮釈放は、受刑者が釈放された日から数える。第80条1項後段、第83条、第86条、第87条および第91条に定める規定は適用する。

裁判所または裁判官は、評価された状況のありうる変化に徴して、第83条によりすでに採用した決定を変更し、新たな禁止、義務、または給付、すでに決定された処分の変更、またはその解除を定めることができ

る。

同様に、矯正監督裁判官は、停止をもたらした状況の変化が明らかとなり、なされた決定の基礎たる危険性がないという予測がすでに維持することができなくなったとき、残刑の執行停止と認められた仮釈放の付与を撤回する。

- ④ 本条第1項a文、または場合によっては第78条の2に定める期間を過ぎたとき、裁判官は、少なくとも2年ごとに、他の仮釈放の要件を充足しているかを検証しなくてはならない。裁判所は、受刑者による仮釈放の申請についても裁判する。しかし、申請を却下した後、再び請願を行うことのできない1年までの期間を定めることができる。

第93条 (削除)

第4節 共通規定

第94条 本章第2節につき、同一の章に定められている罪を5年を超えない期間の内に常習として3度以上犯し、それにつき有罪判決を受けたものは、常習犯とみなす。

その計算のため、一方では、第88条による刑の可能な停止または代替の時点、他方では、常習性の証明を基礎づける罪が犯された日を考慮する。

第94条の2 この章の規定につき、欧州連合の他の国において科せられた裁判官または裁判所の有罪判決は、スペインにおける裁判官または裁判所により科せられたものと同一の価値を有する。ただし、スペイン法の定めに基づいてその前科が抹消され、または抹消されるべきときはこの限りでない。

第4編 保安処分

第1章 保安処分一般

第95条① 保安処分は、あらかじめ適切な報告を受けた裁判官または裁判所により、この法律の次章に定める要件がある者に対して、次の状況が

あるときに適用する。

- 1 行為者が犯罪であると定められている所為を行った。
- 2 行為者の所為および人的状況から、新たな罪を犯す可能性を示す将来の行動が予測できる。

② 犯罪について科すことのできる刑が自由刑でないとき、判決裁判官または判決裁判所は、第96条第3項に定める処分のみ定めることができる。

第96条① この法律によって課すことのできる保安処分は、自由を剥奪するものおよび自由を剥奪しないものである。

② 自由を剥奪する処分は以下のものである。

- 1 精神科施設への収容
- 2 薬物離脱施設への収容
- 3 特別教育施設への収容

③ 自由を剥奪しない処分は以下のものである。

- 1 職業禁止
- 2 合法的にスペインに居住していない外国人の領土からの追放
- 3 保護観察
- 4 家族による観察。指名され観察することを受諾した家族の監護と監督に処分を受けた者が服すること。その執行は矯正監督裁判官との関係において行う、その際、被観察者の学業、労働を妨げない。
- 5 自動車および原動機付自転車の運転権利の剥奪
- 6 武器の所持および携帯の権利の剥奪

第97条 判決の執行中、判決裁判官または判決裁判所は、次条に定めるところの手続きにより、以下の決定のうちのいずれかを適用する。

- a) 課された保安処分の執行を維持する。
- b) 行為者の犯罪の危険性が消滅したらただちに課されているあらゆる保安処分の消滅を宣告する。
- c) 保安処分を、その件について規定されている中でより適切であると思料する他の保安処分で代替する。代替が決定したが、行為者の進捗が望ましいものでなかったときは、代替を無効とし、元の

処分を復活させる。

- d) すでに行われた処分適用により得られた結果を考慮して、保安処分の執行を停止する。その期間は、処分を決定した判決に定める最大期間までの期間を超えることができない。停止は、行為者がその定められた期間中に罪を犯さないことを条件とし、この法律第95条に定める状況が新たに認められたときは無効とすることができる。

第98条① 前条につき、自由を剥奪する保安処分、または自由刑の履行後に付されるべき保護観察処分に関するとき、矯正監督裁判官は、少なくとも毎年、その処分の維持、終了、代替または停止に関する提案をしなければならない。当該提案を作成するために、矯正監督裁判官は、保安処分に服することを支援する医師および専門家または管轄の公的行政機関が提出する報告書、またはこの目的のために命じるその他鑑定の結果を評価しなければならない。

② その他の自由を剥奪しない保安処分については、判決裁判官または判決裁判所は、前条に定める行政機関、医師および専門職から直接に状況および執行状況、社会復帰の程度、および累犯または常習性復活の予測に関する適時報告を受ける。

③ いずれの場合も、判決裁判官または判決裁判所は、前2項にかかる提案または報告に徴し、処分に服している本人ならびに検察庁およびその他の当事者の意見を聞いて、理由をもって裁判する。同時に、当初または判決の実行中のいずれかのときに意見を申し述べたいと要求したが出廷しなかった、現在もなお居場所がわかる犯罪被害者の意見も聞く。

第99条 刑罰と自由剥奪の保安処分とが競合するときは、裁判官または裁判所は、刑期に算入される保安処分の履行を命じる。ひとたび処分が解除されたならば、裁判官または裁判所は、刑罰の執行が処分により得られた効果を危険に晒すときは、残刑の執行を残刑の期間を超えない間停止し、または第96条第3項に定める処分のいずれかを適用する。

第100条① 施設収容保安処分からの逃走については、裁判官または裁判

所が逃げ出したその施設か、状況に応じて別の施設への行為者の再収容を命じる。

- ② 他の処分の違反については、裁判官または裁判所は、その事案に対して収容処分が規定されており、違反がその必要性を示す場合には、違反された処分の収容処分による代替を命じる。
- ③ どちらの場合も、裁判官または裁判所は、その違反行為について証拠を提出する。このとき、医療措置に従うことの拒否または当初同意していた医療措置の継続を拒否することは処分の違反とはみなさない。ただし、裁判官または裁判所は、当初または事後的に拒否された措置を、その事案に適用可能な他の処分での代替を定めることができる。

第2章 保安処分の適用

第1節 自由剥奪の処分

第101条① 第20条第1号によって罰せられない行為者については、必要であれば、医療措置または特別な教育のために、認定された心理の異常または変調の種類に適した施設への収容処分を適用することができ、または第96条第3項に定められたその他の処分を適用することができる。この収容は、もし行為者に有罪判決が下されれば科せられたであろう自由刑の期間を超えることはできない。そのため、裁判官または裁判所は判決においてその最大期間を定める。

- ② この処分に服する者は、この法律の第97条の規定による判決裁判官または判決裁判所の許可なく施設を離れることができない。

第102条① 第20条第2号によって罰せられない行為者については、必要であれば、公的なもしくは適切に認定または認証された私的な薬物離脱施設への収容処分を適用することができ、または第96条第3項に定められたその他の処分を適用することができる。この収容は、もし行為者に有罪判決が下されれば科せられたであろう自由刑の期間を超えることはできない。そのため、裁判官または裁判所は判決においてその最大期間を定める。

② この処分に服する者は、この法律の第97条の規定による判決裁判官または判決裁判所の許可なく施設を離れることができない。

第103条① 第20条第3号によって罰せられない行為者については、必要であれば、特別教育施設への収容処分を適用することができ、または第96条第3項に定められたその他の処分を適用することができる。この収容は、もし行為者に有罪判決が下されれば科せられたであろう自由刑の期間を超えることはできない。そのため、裁判官または裁判所は、判決においてその最大期間を定める。

② この処分に服する者は、この法律の第97条の規定による判決裁判官または判決裁判所の許可なく施設を離れることができない。

③ このとき、この法律第98条にかかる提案は、それぞれの教育課程または教育段階の終わりになされなければならない。

第104条① 第20条第1号、第2号および第3号に関する不完全免責の場合、裁判官または裁判所は、対応する刑罰に加えて、第101条、第102条および第103条に定める処分を課すことができる。ただし、収容処分は、その刑が自由刑であるときに、その罪に対して法律の定める刑の期間を超えない期間においてのみ適用できる。その適用については、第99条の定めるところに従う。

② 前項または第101条、第102条および第103条に定める収容処分が適用されるとき、判決裁判官または裁判所は、この法律の追加規定第1条のため、その満了が近づいたことを、遅滞なく検察庁に報告する。

第2節 自由を剥奪しない保安処分

第105条 第101条ないし第104条に定める場合、自由剥奪の処分を課しているとき、またはその執行の間、裁判官または裁判所は、根拠をもって、以下に示すひとつまたは複数の処分を課すことができる。この法律に明文で定められているその他の場合においては、同様に、当該処分のひとつまたは複数に課さなくてはならない。

① 5年を超えない期間の

- a) 保護観察
- b) 家族による観察。指名され観察することを受諾した家族の監護と監督に処分を受けた者が服すること。その執行は矯正監督裁判官との関係において行う、その際、被観察者の学業、労働を妨げない。

② 10年までの

- a) この法律が明文で定めているときは、保護観察
- b) 武器を所持または携帯する権利の剥奪
- c) 自動車および原動機付自転車を運転する権利の剥奪

本条の定める処分のひとつまたは複数の遵守の義務づけを宣言し、ならびに義務を課すにあたってその義務を具体化することが法律で義務づけられているときにその義務を具体化するため、判決裁判官または裁判所は、保安処分に服する者を支援する医師または専門家によって提出された報告書を評価しなければならない。

矯正監督裁判官はまた対応する行政機関の部署は、判決裁判官または裁判所に報告する。

本条に定める場合、判決裁判官または裁判所は、担当する社会的支援部署が、自由を剥奪しない保安処分に服する者に対して、適切かつ適法な対応である支援または配慮を提供するよう命じる。

第106条① 保護観察は、有罪判決を受けた者が以下に定めるひとつまたは複数の処分を履行することを通じて、司法監督に服することで構成される。

- a) 継続的な追跡を可能にする電子機器によって常に位置確認できるようにする義務
- b) 裁判官または裁判所が決定した場所への定期的な出頭義務
- c) 裁判官または裁判所が定める最大期間および方法で、住居の変更または職場の変更をそれぞれ直ちに届け出る義務
- d) 裁判官または裁判所の許可なく、住居または特定の地域から離れることの禁止

- e) 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人への接近禁止
- f) 被害者またはその家族もしくは裁判官または裁判所が定めるその他の人への連絡禁止
- g) 決められた地域、場所または施設への訪問禁止
- h) 決められた場所での居住禁止
- i) 類似の性質を有する犯罪所為を犯すための機会を提供または促進する特定の活動遂行の禁止
- j) 啓発、労働、文化、性教育またはその他類似のプログラムへの参加義務
- k) 医療外来に従い、または定期的医療観察に服する義務

② 裁判官または裁判所は、この法律に明文によりそのように定められているときは、自由刑を科した後に履行させるため、判決で保護観察の処分を課さなければならない。ただし、第105条に定めるところを妨げない。

このとき、刑期満了と同時に保護観察処分が開始できるように、自由刑満了の少なくとも2月前に、矯正監督裁判官は、第98条に定める手続きにより、当該手続きに従って、有罪判決を受けた者が遵守すべき本条第1項に列挙するところの義務または禁止の処分内容を具体化して、判決裁判官または判決裁判所に適時提案する。ただし、第97条の定めるところを妨げない。

引き続き履行すべき複数の自由刑があるとき、前段の規定は、そのすべての履行が終了した時点を指すと解する。

同様に、複数の罪により、課せられている義務または禁止の内容により、同時に執行することができない他の保護観察に付されている者は、それらを連続する方法で履行する。ただし、裁判官または裁判所は、次項に定める権能を行使することができる。

③ 第98条の手続きによって、裁判官および裁判所は以下のことができる。

- a) 引き続き課せられる義務または禁止の変更

- b) 保護観察期間の短縮、または課された義務または禁止を継続することが不要または非生産的であると思われるほどの社会復帰への積極的な見通しの観点から保護観察の終了
- c) b文に定める状況が本条第2項に定める処分の具体化の時点で生じたとき、処分の取り消し

④ ひとつまたはいくつかの義務の不履行の場合には、裁判官または裁判所は、発生している状況に徴して、前各項と同様の手続きにより、課された義務または禁止を変更することができる。不履行が繰り返されまたは重大であり、義務または禁止に服さない意思が明らかであるときは、裁判官は、これに加えて、この法律の第468条の罪の被疑事実について証拠を提出する。

第107条 裁判官または裁判所は、特定の権利、職業、職務、産業または商業、任務または雇用の行使について、行為者が当該行使を濫用しまたはそれとの関連で罪となる所為を犯し、かつその発生した状況の評価から同じ罪または同様の他の罪を犯す危険があると推認できるとき、第20条第1号、第2号および第3号の定める状況があることにより、対応する刑罰を科すことが不可能であるならば、1年以上5年以下の期間、その剥奪を理由をもって宣告できる。

第108条① 行為者が外国人であり、スペインに適法に居住していないとき、裁判官または裁判所は、あらかじめ本人の意見を聞いて、適用される保安処分の代替として、国外追放を判決において定める。ただし、裁判官または裁判所が、あらかじめ検察庁の意見を聞いて、例外的に、理由を付して、犯罪の性質上スペインでの履行を正当化すると評価した場合はこの限りでない。

そのように定められた追放は、スペインにおける居住または労働を許可することを目的とした行政登録も失わせる。

追放による保安処分の代替が定められたが、実行できないときは、本来課せられるところの保安処分の履行を開始する。

② その外国人は、追放の日から数えて10年の期間、スペインに再入国す

ることはできない。

- ③ 追放および前項かかる入国禁止の司法決定に違反しようとする外国人は、行政機関によって、入国禁止の期間をその全体について再び数え直して、追いつ返される。

第5編 犯罪から生じた民事責任と訴訟費用

第1章 民事責任とその範囲

第109条① 犯罪であると法律によって定められている所為の実行は、法律によって定められている条件で、犯罪に起因する損害および被害について回復する義務を発生させる。

- ② 損害を受けた者は、いずれの場合も、民事裁判によって民事責任を追究することを選択できる。

第110条 前条にいう責任とは以下のものをいう。

- 1 返還
- 2 損害の回復
- 3 物質的・精神的被害の賠償

第111条① 可能な限り、裁判官または裁判所が認定する損傷および減損を埋め合わせたくて、同じ財物が返還されなければならない。第三者が合法かつ善意によってそれを取得して権利を有している場合であっても、返還は可能である。ただし、その第三者の関係者への返還請求権、および場合によっては、犯罪による民事責任を負う者に対する賠償請求権は害されない。

- ② この規定は、法律が返還不能であると定める形式および要件によって第三者がその財物を取得したものであるときは適用しない。

第112条 損害の回復は、その損害の性質、行為者の人的状況および財産状況を考慮して、行為者自身によって履行されなければならないか、行為者の負担で実行できるかを裁判官または裁判所が定めて課す給付、作為または不作為の義務によって構成することができる。

第113条 物質的または精神的な被害への賠償は、被侵害者に生じたもの

だけでなく、その家族や第三者に生じたものも含む。

第114条 被害者がその行為により損害または被害の発生に寄与したとき、裁判官または裁判所は、回復または賠償の金額を減額することができる。

第115条 裁判官または裁判所は、民事責任の存在を宣言するとき、その裁判が損害およびその賠償の額の基礎とするものについて理由をもって明らかにする。それは、その裁判自身においてまたはその執行のときに定めることができる。

第2章 民事責任を負う者

第116条① 罪を犯し損害または被害を発生させたすべての者は、民事責任を負う。複数の犯罪行為者がいるとき、裁判官または裁判所は、ひとりひとりが責任を負うべき額を定める。

② 正犯および従犯は、区分に応じてそれぞれ、割合に応じて連帯して責任を負う。また、その他の者の負うべき責任についても補充的に責任を負う。

補充的責任は、まずその正犯の財によって履行され、しかる後に従犯の財によって履行される。

連帯責任ならびに補充責任が履行されたとき、弁済を行った者のその他の者に対するそれぞれの割合に応じた返還請求権は認められる。

③ 法人の罪責には、この法律の第110条に定める条件で、同一の所為により有罪判決を受けた自然人と連帯して、民事責任を伴う。

第117条 企業、産業または活動のあらゆる実施または経営により生じる金銭賠償責任の危険を引き受けた保険事業者は、この法律に定める所為の結果として保証対象の危険であると定める事象が発生したときは、法律に定める限度または契約の限度で、直接民事責任を負う。ただし、関係者への返還請求権を妨げない。

第118条① 第20条第1号、第2号、第3号、第5号および第5号に定める犯罪成立阻却事由は、民事責任の阻却を含まない。そのとき、以下の規則に従って処理する。

1 第1号および第3号の場合、犯罪成立の阻却を宣言された者が実行した所為について、その者に親権を持ちまたはその者を法律上または事実上保護している者が、その親権者または保護者の側に過失がある場合については、責任を負う。ただし、責めを負うべき者が対応可能な直接的な民事責任を妨げない。

裁判官または裁判所は、当該関係者たちのそれぞれがその財で対応すべき範囲を、公平に区分けする。

2 第2号の場合の酩酊者および依存症の者は等しく責任を負う。

3 第5号の場合、その利益のために害を避けた者は、避けた害を評価可能な場合はそれに対する割合で、その他の場合は裁判官または裁判所が慎重な賢慮により設定する割合で、直接民事責任を負う。

当事者の対応すべき割合を、裁判官または裁判所が、適正にも概算でも割り当てできないとき、または責任が公的行政機関または人口の大部分に及び、かついずれの場合にも、損害が公権力機関またはその職員の同意を得て発生したときには、場合に応じて、特別法および特別規則に定める方法で賠償を決める。

4 第6号の場合、その恐怖を惹起した者が原則として責任を負う。その者がいないときは、所為を行った者が責任を負う。

② 第14条の場合、所為の行為者が民事責任を負う。

第119条 前条のすべての場合において、前掲の犯罪成立阻却事由を認定して無罪判決を言い渡す裁判所または裁判官は、民事責任を定める。ただし、適切な方法で請求の明示の留保があったときはこの限りでない。

第120条 罪責を負う者がいないとき、以下の者が民事責任を負う。

1 損害または被害がその親権または後見に服し、かつ同居する18歳以上の者によって引き起こされたとき、自身に過失のある親または後見人

2 自己名義の手段を利用して罪を犯された出版社、新聞、雑誌、ラジオ局またはテレビ局もしくはその他の文書、音声または映像の拡散手段の名義人たる自然人または法人。ただし、第212条の定めるところ

を妨げない。

- 3 自己名義の施設内で罪が犯された場合で、その施設を運営または管理する者もしくは社員または従業員が、行われた可罰的な所為に関する警察規則または公権力機関の規定に、当該違反がなければその可罰的所為が発生しない態様で違反したとき、その施設の名義人たる自然人または法人
- 4 その義務または業務の遂行において社員または従業員もしくは代理人または経営者が罪を犯した産業または商業のあらゆる業種に従事する自然人または法人
- 5 第三者に対する危険を発生させるおそれのある自動車の使用によりその従業員、代理人または許可をした人物がその車両使用により罪を犯したときに、その自動車を所有する自然人または法人

第121条 国家、自治州、県、島、市、その他の公的機関は、事案によって、官吏、職員およびその契約職員、職務または権限を執行中の公務員の故意または過失の罪責を、それが当該公務の機能から直接に発生したときは、補充的に負う。ただし、その行政手続き規範によって請求できる当該職務の通常または異常な執行から発生した財産的責任を妨げない。また、いずれの場合にも、賠償は重複することができない。

刑事裁判において官吏、職員、契約職員または公務員の民事責任が請求されるとき、その請求は同時に行政機関または補充的に民事責任を負う公共団体に対してもなされなければならない。

第122条 利益を得る目的で犯罪から生じた利益の分配を得た者は、物の返還またはその取り分までの損害の賠償義務を負う。

第3章 訴訟費用

第123条 訴訟費用は、すべての犯罪につき、法律により罪責を負うものが負う。

第124条 費用は、司法手続きにおいて生じた料金および賠償が含まれ、かつ当事者の請求によってのみ訴追可能な罪における訴追費用を含む。

第4章 民事責任およびその他の金銭責任の履行

第125条 民事責任を負う者の財産が、すべての金銭責任を一度に満足させることができないとき、裁判官または裁判所は、あらかじめ被害者の意見を聞き、慎重な裁量により、被害者にとっての賠償の必要性和債務者の経済的な履行可能性とを考慮に入れ、期間と額を設定して、その支払いを分割することができる。

第126条① 受刑者または補充的に民事責任を負う者による支払いは、以下の順序で充当する。

- 1 発生した損害の回復および被害の賠償
- 2 事件において国家が負担した費用額の国家に対する賠償
- 3 その支払いが判決によって課されたときは、特別訴追人または私人訴追人の費用
- 4 その他の訴訟費用。被告人の防御のための費用をその関係者の優劣なく含む。
- 5 罰金

② 犯罪が親告罪であったとき、私人訴追人の費用の支払いは、国家への賠償に優先する。同様の優先は、犯罪被害者法第14条に定める場合に被害者に生じた訴訟費用の支払いにも妥当する。

第6編 付随効果

第127条① 故意犯に科せられるすべての刑につき、犯罪がもたらした財産、財物、予備または実行の手段または道具、ならびに犯罪によって生じた利益は、それらが変化していたとしても、没収する。

② 過失犯について1年を超える自由刑を科すことを法律が定めている場合、裁判官または裁判所は、犯罪がもたらした財産、財物、予備または実行の手段または道具、ならびに犯罪によって生じた利益を、それらが変化していたとしても、没収することができる。

③ 本条前2項に定める財の没収が何らかの理由により不可能であるとき、その財物および犯罪によって生じた利益の経済的価値に対応する額の他

の財物を没収する。当該財物、財産または利益の没収が行われる時、同様の手続きがとられるが、その価値は取得時の価値を下回る。

第127条の2① 裁判官または裁判所は、根拠ある客観的徴憑により、犯罪活動から生じた財物または利益であり、かつその適法な入手経路が認定できないと判決するときは、以下のいずれかの犯罪による有罪判決を受けた者に帰属する財物、財産および利益も没収する。

- a) 人身売買の罪
- a) の2 臓器売買の罪
- b) 売春、性的搾取および未成年の淫行に関する罪および16歳未満の未成年に対する性的濫用および性的攻撃の罪
- c) 第197条第2項、第3項および第264条の情報犯罪
- d) 連続犯および累犯の場合における財産に対する罪および社会経済秩序に対する罪
- e) 可罰的な破産に関する罪
- f) 知的財産または産業財産に対する罪
- g) 取引における汚職の罪
- h) 第298条第2項の犯人隠匿の罪
- i) マネーロンダリングの罪
- j) 財政および社会保障に対する罪
- k) 第331条ないし第313条の労働者の権利に対する罪
- l) 外国人市民の権利に対する罪
- m) 第368条ないし373条の公衆の健康に対する罪
- n) 通貨偽造の罪
- o) 賄賂の罪
- p) 横領の罪
- q) テロリズムの罪
- r) 犯罪組織または犯罪グループの中で犯された罪

② 本条前項の規定につき、とりわけ、以下の徴憑を特に評価する

- 1 当該財物および財産の価値と有罪判決を受けた者の合法的な収入と

の不釣り合い

- 2 名義の隠蔽, または自然人または法人もしくは法人格のない団体, またはタックスヘイブンもしくはその財の真の名義人の特定を隠蔽または不可能にする非課税地域を利用したその財産または利益に対するあらゆる処分権の隠蔽
 - 3 その所在地や行方の特定を困難または不可能にする法的正当性または経済的有効性を欠く方法を通じた財物または財産の移転
- ③ これらの場合には, 前条第3項の定めるところも適用する。
- ④ 有罪判決を受けた者が, 以前と同様の犯罪所為により後に有罪判決を受けていたとき, 裁判官または裁判所は, 新たな手続きでの没収について裁判するにあたり, 以前科された没収の範囲を評価する。
- ⑤ 本条に定める没収は, その財物または財産を生じた犯罪活動が, 時効にかかり, またはすでに無罪または既判力ある公訴棄却の判決の対象であったときは科されない。

第127条の3 ① 裁判官または裁判所は, 前数条に定める没収を, 違法な財産状況が対審において認められ, それが以下の条件のいずれかに該当するとき, 有罪の判決を経なくても, 科すことができる。

- a) 行為者が死亡した, または訴訟が不可能な慢性の病気に罹患して, 所為が時効にかかる可能性がある。
- b) 不出頭があり, それが合理的な期間内に所為について訴訟することを不可能にする。
- c) 罪責を阻却する事由により刑が科されない, または刑の消滅があった。

② 本条に定める没収は, 正式に起訴された者, または前項にいう状況が刑事訴訟の継続を不可能ならしめたとき, 罪責の合理的な徴憑が存在した被告人に対してのみ科すことができる。

第127条の4 ① 裁判所または裁判官は, 第三者に移転した前条にいう財物, 財産または利益またはそれと同等の価値のものも, 以下の場合においては, 没収することができる。

- a) 財産と利益に関する場合については、違法な活動によるものであると知って取得したとき、または誠実な者であれば事案の状況からその出処が違法であると疑う理由があるとき
 - b) その他の財物に関する場合については、自分が取得すればその物の没収が困難になることを知って入手したとき、または誠実な者であれば、事案の状況から自分が取得することがその没収を困難ならしめる方法によるものであることを疑う理由があるとき
- ② 反対証拠がない限り、財物または財産が無料もしくは市場の価格よりも安く移転されたとき、第三者はそれが違法活動による財物であるか募集を避けるための移転であると知っていたか、疑う理由があったものと推定する。

第127条の5① 裁判官および裁判所は、以下の要件をすべて重ねて充足するとき、有罪判決を受けた者の以前の犯罪活動によって生じた財物、財産および利益を没収することができる。

- a) 行為者が刑法第127条の1第1項にかかる罪で有罪判決を受ける、または受けた。
- b) 犯罪が以前の犯罪活動の継続の文脈で行われた。
- c) 行為者の財産の重要部分が以前の犯罪活動から生じたものであることの根拠ある徴憑が存在する。

以下のものは顕著な徴憑である。

- 1 問題となっている財物および財産の価値と有罪判決を受けた者の適法な収入との不釣り合い
 - 2 名義の隠蔽、または自然人または法人もしくは法人格のない団体、またはタックスヘイブンもしくはその財の真の名義人の特定を隠蔽または不可能にする非課税地域を利用したその財産または利益に対するあらゆる処分権の隠蔽
 - 3 その所在地や行方の特定を困難または不可能にする法的正当性または経済的有効性を欠く方法を通じた財物または財産の移転
- 前段の定めるところは、行為者がその犯罪活動から6000ユーロを超え

る利益を得たとの根拠ある徴憑が存在するときのみ適用する。

② 前項につき、以下のときには犯罪活動の連続の文脈で犯されたものとする。

- a) 行為者が、直接または間接に経済的利益を生じさせる3個以上の罪、または直接または間接に経済的利益を生じさせる少なくとも3個の犯罪行為を含む連続犯により、同一の訴訟で有罪判決を受ける、または受けた。
- b) または、刑法第127条の定める罪のいずれかにより有罪判決を受けた訴訟開始の時点から6年以内に、経済的利益を生じさせる2個以上の罪または経済的利益を生じさせる少なくとも2個の犯罪行為を含む連続犯により有罪判決を受けた。

第127条の6 前条につき、以下の推定を適用する。

1 刑事裁判の第1回期日前の6年前以内に有罪判決を受けた者によって取得されたすべての財物は、犯罪活動から生じたものであると推定する。

このとき、財物は、行為者がその財物処分したことが確認された日よりも前に取得されたものとする。

2 前号前文の定める期間内に受刑者によって行われた消費のすべては、犯罪活動から生じた資金によって支払われたものであると推定する。

3 第1号にかかる財物のすべては、経済的負担なく取得されたものと推定する。

裁判官または裁判所は、特定の財物、財産または利益について、事案の具体的事情において不適切または不釣り合いであるときは、前各号の推定を適用しないことができる。

第127条の7 当該財物、財産または利益の性質または状況もしくはその他のあらゆる状況により、全体としてまたは部分的に没収の執行ができないとき、裁判官または裁判所は、決定を通じて、所為の罪責を負う者に属する合法的な出処である物を含む当初の認定では没収の執行ができなかった部分と同等の価値を有する他の財物の没収を定めることができ

る。

特定の財物、財産または利益の没収が認められたが、その価値がその取得の時点よりも低いときは、同様の手続きによる

第127条の8① 没収の実効性を担保するため、司法機関は、当初手続きの際に、財物、手段、道具および利益について押収し、または差し押さえ、および領置することができる。

② 没収した財物および財産の早期換金または暫定利用は、刑事訴訟法の定めにより、裁判官または裁判所の決定するところによる。

③ 確定裁判による没収された財産、道具および利益は、被害者への賠償支払いに充てられるべき分を除き、国が取得する。国はそれらを法の規定または規則の定める用途目的により取り扱う。

第128条 前述の財産および道具が合法的取引によるものであり、かつその価値が犯罪行為の性質または重大性と釣り合うものでないとき、または民事責任が完全に履行されているときは、裁判官または裁判所は、没収を宣告しないことができ、または没収を部分的に宣告することができる。

第129条① 企業、組織、グループもしくはその他の第31条の2に定める法人格を欠く団体または人々の集団の内部で、またはそれらと共同で、もしくはそれらを利用して、あるいはそれらによって、犯された罪の場合は、裁判官または裁判所は、理由をもって、当該企業、組織、グループ、団体または集団に対して当該犯罪の行為者に対応する、第33条第7項c文ないしg文に定める刑の付随効果のひとつまたはいくつかを科すことができる。また、合法的活動であっても、あらゆる活動の絶対的禁止も科すことができる。

② 前項に定める付随効果は、この法律が明文で規定しているとき、またはこの法律が法人の刑事責任を追及することができるとする罪に関するときのみ、前項に言及されている企業、組織、グループ、団体または集団に適用することができる。

③ また、本条に定める件につき、第33条第7項の限度内で、予審判事は、

店舗または施設の有期閉鎖，社会活動の停止，および司法監査は，予防措置として事件の予審の間において科すことができる。

第129条の2 生命に対する重罪，人格の完全性に対する重罪，自由に対する重罪，性的自由または性的不可侵性に対する重罪，テロリズムの重罪，人々の生命，健康または身体的完全性に重大な危険をもたらすその他の重罪によって有罪判決を受けた者につき，所為状況，前科，人格の評価，またはその他の利用可能な情報から，再犯の重大な危険が存すると評価しうるとき，裁判官または裁判所は，その人物の生体サンプルの取得およびDNA識別子抽出のための分析，およびそれらの警察データベースへの登録を定めることができる。ただし，その人物の識別とその性別の遺伝情報を排他的に明らかにする識別子の抽出のために必要な分析のみを行うことができる

処分を受ける者がサンプル取得に異議を申し出たとき，その強制執行は，必要不可欠な最小限の強制処分の方法で行うことができる。その執行は，いずれの場合においても，事案の状況に比例しなければならず，尊厳に配慮しなければならない。

第7編 罪責の消滅とその効果

第1章 罪責を消滅させる事由

第130条① 罪責が消滅するのは以下の事由による。

- 1 行為者の死亡
- 2 刑の履行
- 3 第87条第1項および第2項の規定の定める刑の確定的免除
- 4 恩赦
- 5 被害者の請求によって起訴される軽罪に関する場合または法律がそう定めている場合，被害者の宥恕。この宥恕は，判決が言い渡される前に明示の形式で行われなければならない，そのために判決を下す裁判官または裁判所は判決を言い渡す前に犯罪被害者の意見を聞かなくてはならない。

未成年または特別な保護を必要とする障害者に対する犯罪については、裁判官または裁判所は、検察庁の参加を得て訴訟の継続をまたは判決の履行を命じ、検察庁の意見を聞き、被害者の代理人により表明された宥恕の効力を否定することができる。

前段にいう宥恕の拒否をするためには、裁判官または裁判所は、未成年または特別な保護を必要とする障害者の代理人の意見を新たに聞かなければならない。

6 犯罪の時効

7 刑または保安処分の時効

- ② 法人の変更、合併、吸収または分割は、その刑事責任を消滅させない。その刑事責任は変更され、あるいは合併または吸収によって残った団体または諸団体に引き継がれ、そして分割の結果として生じた団体または諸団体に分配される。裁判官または裁判所は、犯罪の責任を負うべき元の法人とそれらの団体とに保持される関係の機能によって、法人の刑罰の分配を調整することができる。

法人の偽装解散または単なる見かけ上の解散は刑事責任を消滅させない。いかなる場合においても、その経済活動が継続し、また顧客、仕入先、および従業員またはそれらの重要部分の同一性が維持されている場合には、法人の偽装解散または単なる見かけ上の解散とみなされる。

第131条① 以下のときに、罪は時効となる。

罪に対して規定されている最高刑が15年以上のときは20年

法律に定められた最高刑が10年以上の権利剥奪または10年以上15年未満の禁錮刑のときは15年

法律に定められた最高刑が5年以上10年未満の権利剥奪または禁錮刑のときは10年

軽罪および侮辱罪および名誉棄損罪は1年で時効を迎え、これ以外の罪は5年

- ② 法律に定める刑が複数あるときには、本条の規定の適用については、時効まで最も期間の長いものを適用する。

- ③ 人道に対する罪およびジェノサイド罪および武力紛争の際に保護される人および財に対する罪は、第614条で処罰される場合を除き、いかなるときも時効にかからない。

テロリズム罪が人の死を惹起した場合のも同様に時効にかからない。

- ④ 犯行の競合および牽連犯の場合、時効期間は、その最も重い罪に対応する期間とする。

第132条① 前項に規定する期間は、可罰的行為が犯された日から数える。連続犯、継続犯ならびに反復的であることが要求される罪については、その期間をそれぞれ、最後の行為が行われた日、違法状態が終了した日、行為を終了した日から数える。

殺人未遂罪、不同意墮胎罪、傷害罪、人身売買に関する罪、自由に対する罪、拷問の罪、精神的完全性に対する罪、性的自由および性的不可侵性に対する罪、プライバシーに対する罪、肖像権に対する罪、および住居の不可侵性については、被害者が未成年であるとき、時効期間は、その未成年者が成人した日、および成人する前に死亡したときは死亡の日から数える。

- ② 証拠に基づいた犯罪の行為者として訴訟が提起されたとき、時間の経過が効力を失い、時効は中断する。訴訟が停止し有罪判決なく終了したとき、時効の進行は新たに始まる。これにつき、以下の規則に従う。

- 1 訴訟の開始時または開始後に、犯罪を構成しうる所為への関与が疑われる旨の理由を付した司法判断があったとき、特定の人物に対する訴訟の提起があったものとする。
- 2 前号の規定にかかわらず、犯罪を構成しうる所為への関与が疑われる旨の理由を付した司法判断をなす司法機関に対する告訴または告発状の提出は、告訴または告発状提出の日から数えて、最大6月の期間、時効の計算を停止する。

当該期間中に、告訴されまたは告発された者、もしくはその他の所為に関与した人物に対して、第1号にいう司法判断がなされたとき、時効の中断は告訴または告発がなされた日に遡って生じる。

反対に、その6月の期間中に告訴または告発を却下する確定司法判断がなされ、または告訴または告発された者に対する訴訟不開始の判断がなされたとき、時効期間の計算は、告訴または告発のなされた日から継続する。また、当該期間中に、予審判事が本条に定める判断を行わなかったときも計算を継続する。

- ③ 本条につき、訴訟が提起された人物は、直接的にそれを特定するか所為に関与した者たちの犯罪組織またはグループ内における事後的な特定を可能にするデータによって、司法判断において十分に特定されなければならない。

第133条① 確定判決により科された刑は、以下の期間によって時効にかかる。

20年以上の禁錮は、30年

15年以上20年未満の禁錮は、25年

10年を超える資格喪失および10年以上15年未満の禁錮は、20年

6年以上10年未満の資格喪失および5年以上10年未満の禁錮は、15年

その他の重刑は、10年

軽重刑は、5年

軽刑は、1年

- ② 人道を害する罪、ジェノサイドの罪、武力紛争の場合における保護された人物および財物に対する罪により科される刑は、第614条で処罰される場合を除いて、いかなる時効にもかからない。

同様に、テロリズムの罪により科された刑は、人の死を惹起したとき、時効にかからない。

第134条① 刑の時効は、確定判決の日または、すでに受刑が始まっていたときは、脱獄の日から数える。

- ② 時効の期間は、以下のときに停止する。

a) 刑の執行停止期間中

b) 第75条の適用があるときの他の刑の執行中

第135条① 保安処分は、3年を超える自由の剥奪のときは10年で、3年

以下の自由の剥奪またはその他を内容とするときは5年で時効にかかる。

- ② 保安処分の期間は、その処分を課した裁判が確定した日から数える。
または、継続的履行の場合、その履行を開始すべき日から数える。
- ③ 刑の後に行う保安処分の履行については、その刑の消滅のときから数える。

第2章 前科の抹消

第136条① 有罪判決を受けた者で、その刑事責任を消滅させた者は、職権によりまたは当事者の請求により、再犯なく以下の期間が過ぎたとき、司法省によりその前科を抹消される権利を有する。

- a) 軽刑については6月
- b) 6月を超えない刑または過失犯による刑については2年
- c) 3年未満のその他軽重刑については3年
- d) 3年以上のその他軽重刑については5年
- e) 重刑については10年

- ② 前条の期間は、刑の消滅のあった翌日から数える。しかし、その期間が条件付き免除により経過するときは、その期間は、確定的免除を得た後、もし免除の恩恵を得なければ刑が消滅したであろう日の翌日に遡って数える。このとき、刑の停止を受けた日の翌日を刑の期間の数え始めの日とする。
- ③ 法人に科された刑および第129条に定める付随効果は、本条第1項に定める規則に対応する期間によって抹消される。ただし、解散または活動の絶対的禁止が科されたときはこの限りでない。このとき、判決が確定した日の翌日から数えて50年が経過したとき抹消される。
- ④ 受刑者および不出頭者中央名簿の各セクションにおける前科登録情報は、非公開とする。登録期間中は、法律の定める場合に、特別法の定める限度と保障において証明書を発行する。いずれにしても、裁判官または裁判所の請求に対しては、登録されていたものが抹消されたものであるか否かにかかわらず、最新の状況を記載した調書が交付される。

- ⑤ 本条に定める抹消のための要件を充足しているにもかかわらず、抹消がなされなかったときは、裁判官又は裁判所は、その状況が認められるときには当該前科を考慮しない。

第137条 この法律または他の法律の定めるところにより課された保安処分の登録は、各処分が履行され、または時効にかかったときに抹消される。それまでの間、法律の定める場合に、裁判官または裁判所もしくは行政官庁に対して名簿から交付される調書にのみ記載される。

(第1巻総則部分おわり)